

令和 6 年

赤平市議会第4回定例会会議録（第2日）

12月12日（木曜日）午前10時00分 開 議
午後 2時41分 散 会

○議事日程（第2号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 諸般の報告
日程第 3 一般質問
1. 安藤 繁 議員
2. 北市 勲 議員
3. 木村 恵 議員
4. 若山 武信 議員
5. 御家瀬 遵 議員

順序	議席番号	氏 名	件 名
			4. 新たな財源確保の考 え方について
4	6	若山 武信	1. エルム高原施設につ いて 2. 高齢者福祉につ いて 3. 除雪費助成事業につ いて 4. 公道のゴミ散乱対策 について
5	9	御家瀬 遵	1. 今後の猛暑対策につ いて

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 諸般の報告
日程第 3 一般質問

順序	議席番号	氏 名	件 名
1	5	安藤 繁	1. 除雪について 2. 社会福祉事業につ いて 3. 観光の振興について
2	8	北市 勲	1. 効果的な行政運営に ついて 2. 地域振興について 3. 保健衛生について
3	1	木村 恵	1. 共生社会の実現を推 進する取り組みにつ いて 2. ジェンダー平等につ いて 3. 空き家対策について

○出席議員 10名

- 1番 木村 恵 君
2番 今野 宙 君
3番 丸山 勝正 君
4番 渡部 修之 君
5番 安藤 繁 君
6番 若山 武信 君
7番 伊藤 新一 君
8番 北市 勲 君
9番 御家瀬 遵 君
10番 竹村 恵一 君

○欠席議員 0名

○説明員

- 市長 畠山 渉 君

教育委員会教育長	高橋雅明君
監査委員	目黒雅晴君
選挙管理委員会 委員長	大川佳彦君
農業委員会会長	吉本政史君

副市長	永川郁郎君
総務課長	櫻庭敏夫君
企画課長	成田博之君
財政課長	丸山貴志君
税務課長	柳町隆之君
市民生活課長	斎藤政弘君
社会福祉課長	高橋脩君
介護健康推進課長	千葉陸君
商工労政観光課長	磯貝直輝君
農政課長	安原敬二君
建設課長	清水亘君
上下水道課長	平田亘君
会計管理者	山口正己君
あかびら市立病院 事務長	杉浦圭輔君

教育委員会 学校教育課長	伊藤彰浩君
〃 社会教育課長	梶哲也君

監査事務局長	西井芳准君
--------	-------

選挙管理委員会 事務局長	櫻庭敏夫君
-----------------	-------

農業委員会 事務局長	安原敬二君
---------------	-------

○本会議事務従事者

議会事務局長	石井明伸君
〃 総務議事 担当主幹	渡邊敏一君
〃 総務議事 係長	伊藤千穂子君

(午前10時00分 開 議)

○議長(竹村恵一君) これより、本日の会議を開きます。

○議長(竹村恵一君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、3番丸山議員、4番渡部議員を指名いたします。

○議長(竹村恵一君) 日程第2 諸般の報告であります。

事務局長より報告します。

○議会事務局長(石井明伸君) 報告いたします。

本日の議事日程につきましては、第2号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況ですが、本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(竹村恵一君) 日程第3 これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序1、1、除雪について、2、社会福祉事業について、3、観光の振興について、議席番号5番、安藤議員。

○5番(安藤繁君) [登壇] おはようございます。議席番号5番、安藤繁です。通告に従いまして、質問いたします。ご答弁のほどよろしく願いいたします。

件名1、除雪について、項目1、高齢者世帯等の除雪について、要旨1についてであります。市では75歳以上の高齢者のみの世帯、高齢者世帯、身体障がい者世帯、要介護世帯、ひとり親世帯で自力で除雪が困難であり、支援してくれる親族もない世帯について除雪に係る費用の一部を助成する高齢者世帯等除雪費助成事業を実施しております。除雪の範囲は、玄関から道路までの生活に必要な箇所の除雪、

公道除雪後の置き雪の除雪、屋根の除雪、屋根からの落雪に伴う住居敷地内の除雪を含むとしております。助成額は、助成期間中に業者や個人に除雪を依頼し、支払った除雪費の2分の1を助成し、1世帯2万円を上限としております。企業や個人に支払う除雪費であります。近年燃料費等諸物価の高騰が続いておまして、従来は4万から5万円程度であったものが現在昨年あたりから5万から6万という価格も出てきているようであります。加えて、企業も人材確保のため賃上げをしていることもあり、今後も除雪費の値上げの傾向は続くものと予想されま

す。
過日町内の市有住宅に住んでいる独居の高齢者から除雪について相談を受けました。以前は、元気で過ごされていましたが、3年ほど前から体調が悪く4回ほど手術を受けましたが、その後も調子が悪い状態で腹部に若干の痛みもあり、除雪作業を業者に依頼しておりました。昨年度の玄関前除雪費は4万4,000円で、裏側の除雪一冬2万円、そして屋根からの落雪があると1回6,000円の追加で3回ほどしてもらったということになります。また、班長の当番が当たり、うちの班もそうですけれども、班長さんが除雪もします、ごみ籠の。ごみ籠の除雪も業者に頼み、1週間でしたが、4,000円かかったということで、トータルすると6万8,000円という大きな金額になります。高齢者世帯等除雪費助成事業の助成は受けてはいるものの、本当に大変な状況にあり、何とかならないものかと本当に切実な相談を受けました。市の住宅係ともいろいろ相談した結果、介護保険係を通じて施設に入居してもらおうということになりました。

また、昨年まで個人で何とか頑張ってきたのだけれども、今回膝も痛くなってきたため何とかならないかという相談もありました。除雪業者との間に入って相談いたしました。昨年までは値上げしなかったが、燃料や人件費も上がっており、今年はほかの業者も値上げをするということであり、12月から2月までの3か月間、こういうことであれば何と

かするということですが、これは昨年と同額で4万円のできるけれども、5か月間は無理だということでございました。結局11月と3月は膝の痛みを我慢しながら頑張って自分で何とかするということになりました。この11月と3月は、私たちもそうですけれども、非常に雪が湿っておりまして重く、作業は非常に気の毒ですけれども、厳しい状況になるのではないかというふうに思われます。これぐらい困っている方がおられます。

今年の11月の広報配布時にこの助成費のお知らせが折り込まれておりました。注意書きには、同じように業者や個人に除雪を依頼し、支払った除雪費の2分の1、そして1世帯2万円の上限ということでありまして、除雪費の値上げにつきましてはしんしゃくをされていない内容となっております。例えばこの冬6万円の除雪代がかかったとしますと、4万円の支出になりまして、今までの2万円から倍の金額ということで大きな負担になります。赤平市町内会連合会からも統一要望事項としまして、高齢者世帯等除雪費助成は上限が2万円ですけれども、助成額を3万円にし、温かい手を差し伸べてくださいという要望がたしか出たというふうに聞いております。米や卵、こういったものが年間どんどん、どんどん値上がりする、こういう状況で、高齢者のこの冬の生活は厳しさが本当に骨身にこたえるという状況になると推察するところでございます。このような現状を賢察いただきまして、高齢者世帯等の除雪費の負担を軽減するため助成額の増額をすべきと考えますが、いかがでしょうか、伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 高齢者世帯等の除雪についてでございますが、先般町内会連合会より助成上限額を2万円から3万円へというご要望があったところでございます。議員言われますとおり、令和6年度に入りまして物価高騰は続いておりまして、利用対象世帯の方々や事業者等においては燃料費等の負担も厳しい状況にあるものと認識しております。

そこで、助成上限額の増額の考えについてござ

いますが、助成上限額を増額した場合には新たな財政負担も生じますことから、引き続き様々な角度から研究してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○5番（安藤繁君）〔登壇〕 先ほども申し上げましたが、赤平市町内会連合会からも除雪費が値上がりしており、苦しんでいる高齢者がたくさんいます。温かい手を差し伸べてくださいと。市長さん、温かい手を差し伸べてあげてください。市にとりましても新たな財政負担となり、大変とは思いますが、市民も本当に厳しい現況の中、生活費をぎりぎりに抑えておられる方が大勢おり、さらに追い打ちとなる2万円の増加分の除雪費の支払いにほとんど困る、こういう人が既に現れてきておりますし、今後出てくるのではないかというふうに推測されます。このような状況をご賢察いただき、ぜひとも助成金の増額につきまして早急に研究、検討し、増額助成をしていただきますよう強く要望いたします。

次に、要旨2についてであります。高齢者世帯等除雪費助成事業では業者や個人への除雪依頼は申請者個人で行い、助成を受けるためには助成対象世帯としての事前の登録が必要であります。所定の申請用紙に必要事項を記入し、地区担当の民生委員または町内会長の確認の上、社会福祉協議会に提出することになっております。町内会長さんからも毎年同じ内容の申請を作成しなければならないと、大変であると、何とかならないものなのかなという話も聞いております。今年の8月19日の町内会連合会との意見交換会では、登録申請書の提出時の町内会長の確認を省略できないものかという町内会役員の負担軽減の話も出ておりました。また、11月14日に行われました議会報告と意見交換会の場においても簡略化についての意見が述べられております。民生委員の方や町内会長さんも世帯の構成員の現況までは、私も町内会長やっておりますけれども、なかなか全部は把握できないことでありまして、現町内会長さんも全部の町内会の役員の構成等について把握はされていないのではないかと推測されまし

て、確認作業は大変なのではないかというふうに思われます。これに関して市の市民課でチェックできないものかなというふうにも考えます。高齢者世帯等除雪費助成事業助成対象世帯登録申請書でありますけれども、前年度と同じ人物が同じ内容で申請する場合、この場合は申請者の欄は当然記載しますが、民生委員、町内会長の確認欄や世帯構成や除雪の依頼予定先の欄、これ同じである場合、どこかに昨年同様という記入欄、または昨年同様のところにチェックするというようなことで申請書の提出に当たっては記載内容を簡略化することとしてはいかがでしょうか、伺います。

○議長（竹村恵一君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（高橋脩君） ただいまの質問、私のほうからご答弁させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

ただいまの除雪費助成事業申請書の簡略化についてでございますが、議員のご指摘は世帯構成員の現況を住民基本台帳により市民生活課にてチェックしてはどうかということだったと思えます。この申請に関わる対象要件については、ご指摘のありました住民基本台帳も含め、申請者の同意を得た上で社会福祉課にて調査、確認をしているところであります。しかし、例えば居住実態がなくても住民基本台帳上は若い人が居住している場合には、実際には高齢者のみの世帯であるのに該当しないと判断してしまうことにもなりかねません。そのようなことを防ぐためにも民生委員、町内会長の皆様には世帯構成の実態を確認していただいているわけであります。

また、除雪の依頼予定先の欄につきましては、事業者及び個人におきましても対象としてございますが、その個人が除雪を本当に実施できるのかどうか判断が必要となるため、毎年必ず記載されるようお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○5番（安藤繁君）〔登壇〕ただいまの答弁によりますと、現状でございますが、申請の対象要件

については社会福祉課で住民基本台帳も含め調査、確認をしており、住民基本台帳と世帯の居住実態に違いがあるおそれがあることから、民生委員や町内会長に実態を確認していただいていると、また依頼先の個人が本当に除雪できるかどうか判断が必要となるため毎年記載するようお願いしているということは理解できました。

一方、各記入欄が昨年同様と書かれて提出されても一番最初に提出された文書、市の文書は保存期限があつて金銭については大体5年ぐらいということでございますが、これが保存されてあいうえお順ですとかにきちんと整理されていけばそういったことは確認できるのでないかというふうに思います。また、今文書の保存ということよりもパソコンで申請内容をインプットしておけば、すぐに昨年同様の申請書であってもいろんな確認はできるのではないのでしょうか。申請書類の内容の事実関係の信憑性について、地域の実情に詳しい民生委員や町内会長にチェックしてもらふとの意味合いがあろうと思われませんが、一方民生委員や役員の負担軽減という意味からは何らかの対策も検討しなければならないと思われ、今後の課題と感じるところでございます。ちなみにですが、北海道市町村職員共済組合が毎年所得税の源泉徴収を行う際の配偶者控除などの控除に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書でございますけれども、申請書類に昨年と同じ内容で申請する場合の提出方法という用紙が一緒に入っておりまして、この用紙には赤丸で囲まれた3か所のみ記入してくださいということで書いてあります。前年と変更のない場合は、1番目として申告書の令和6年分から変更なしで申告しますという欄がございます。この欄にレ点のチェックをつけまして、2つ目として提出年月日の欄、そして3つ目として氏名及び電話番号を記入するだけで申請が完了するようになっております。業務上、チェック上、いろいろ難しい面もあろうかと思えますけれども、簡略化については今回申請者の印鑑は省くようにしたということで1つまた進展したわけですが、今後もいろいろ

る簡略化について検討していただき、できるところからでよろしいですから、前向きな取組をお願いしまして、この質問を終了させていただきます。

続きまして、社会福祉事業について、件名2です。項目1、高齢者の安全な生活、活動に係る支援の充実について、要旨1についてでありますけれども、内閣府の発表によりますと、平成30年高齢者白書によって65歳以上の方、この方の住宅屋内での事故発生の割合が高くなっており、事故発生の場所は居室が45%と最も多く、階段が18.7%、台所、食堂は17%となっております。高齢者の家庭内事故は、居室に次いで階段で発生することが多く、階段での転倒、転落は骨折などにより寝たきりになる原因となるだけでなく、場合によっては生死に関わることもあります。高齢者にとって階段は、特にリスクの高い場所と言えます。階段での転倒や転落を防ぐことは、健康寿命を延ばすためにも大変有意義でありまして、階段昇降機があれば階段事故のリスクを減らすことが可能と推測されます。階段昇降機は、椅子に座った状態で安全に階段を上り下りすることが可能でありまして、体への負担、こういったものも大幅に軽減されますし、意図せずに階段から足を踏み外してしまう、こういう危険性も未然に回避することができることから、寝たきり状態などの介護が必要になってしまうという、こういったケースもある程度未然に防ぐことができます。主な効果としては、転倒、転落などの予防、痛み軽減などによる動作の容易性の確保、行動範囲の拡大、介護する人の介護の軽減、こういったものが挙げられます。

ちなみに、東京都中央区でございますが、要介護状態の予防のために特に必要な方、要支援、要介護と認定され、設置が必要と認められる方、高齢者住宅設備改善アドバイザーの派遣を受ける必要がある方を対象に直線型、真っすぐな階段の昇降機については87万6,000円、曲線、曲がりがある階段については185万4,000円をあくまで助成基準額としまして、対象者の所得に応じて10%から100%を自己負担させるという、こういう助成をしております。

また、千代田区でございますが、要支援、要介護認定を受けている65歳以上の方、日常生活の動作等に困難がある方、さらに区が調査を行い、介護予防、自立支援の観点から改修が必要と認められる方を対象に100万円を、あくまでも100万円というのは助成基準額で、これを基準額としまして所得に応じて1割から6割、こういったものを自己負担として、生活保護受給者の場合は利用者負担額を免除するなどの助成をしております。

高齢による運動能力の衰えで階段の上り下りがつらい、自力歩行が困難で家族の介護や介護サービスを受けているなど様々な要因で階段の上り下りに問題を抱えている方が多くおられるものと思われま。介助者の負担も階段を支えて上り下りというのは大変なことであるというふうに推察されます。階段昇降機は、介護保険が適用されませんで、介護保険が利用できないと経済的に厳しい方もおりまして、以前に階段昇降機を設置したいということで検討はしたけれども、やはり費用の面でできないということで設置を見送ったという方もいるということで聞いております。階段の上り下りに問題を抱えている方に階段昇降機の設定が可能となるような環境を整えてあげることが必要ではないでしょうか。高齢者などが家に閉じ籠もって閉鎖的に生きるのではなく、やはり生き生きとした生活をしていただき、ひいては健康寿命を延ばすことが期待できます。高齢者の安全確保のため、階段昇降機の購入及びレンタルなどの設置等の費用について助成の考え方を伺いたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（高橋脩君） ただいまの質問につきまして私のほうからお答えをさせていただきます。

階段昇降機の購入及びレンタルの設置費用の助成についてでございますが、議員が言われますとおり高齢者の重大事故の大半は自宅で起きてございまして、自宅での事故として階段の上り下りの際の転倒、転落事故が多いとのこととあります。また、階段で

の転倒や転落を防ぐためには、まずは手すりの設置や床材を滑りにくいものにするですとか、滑りやすい靴下やスリッパの使用は控える、あるいは階段に不要なものを置かない、足元を明るく照らすなどが予防対策として挙げられているところがございます。

さて、階段昇降機を設置するメリットといたしましては、利用者が自由に階段を上り下りができること、転倒、転落事故のリスクを軽減できること、ホームエレベーターに比べて設置に手間がかからないなどが挙げられております。

なお、デメリットといたしましては、階段昇降機の設置に係る費用でございますが、おおよそ屋内直線型で80万円程度、屋内曲線型で190万円から230万円程度となっております。かなりの高額でございます。ちなみに、レンタルでございますと、直線型で月額1万7,000円程度となっているとのことでございますが、一定程度負担が生じるものでございますし、仮に設置した際、階段昇降機を利用しない家族にとりましては階段の幅が狭くなり、通行にも支障があるなどのデメリットとして挙げられております。

いずれにいたしましても、やはり設置費用が高額なこともありますが、様々な角度から研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○5番（安藤繁君）〔登壇〕 ただいまのご答弁のとおり、階段昇降機の設置費用は非常に高額であり、個人世帯での設置は非常に厳しいものと思われまます。先ほども申し上げましたが、以前に階段昇降機の設置を検討しましたが、以前に階段昇降機の設置を検討しましたが、経済的に厳しく、本当に残念ながら設置を見送ったという方のお話も私の耳に入っております。体の不自由な人とお世話する人にとって階段の上り下りは、深刻で切実な思いと推察するところでありまます。また、階段昇降機の設置を希望する人は、そんなにたくさんいるとは思いませんが、たとえ少数の要望であっても取りこ

ぼしのないように救いの手を差し伸べるのが真に価値ある福祉ではないかというふうに考えるところでございます。自治体によっては、高齢者の方に対する階段昇降機助成を住宅政策の対象として捉えてバリアフリー化改修工事の補助をしているところもあり、例えば調布市では補助対象工事費の2分の1に相当する額、限度額10万円でありますけれども、助成をしており、日野市では工事費が10万円以上であることを条件に補助対象工事の10%以内で20万円を助成しているところもでございます。様々な角度から研究してまいりたいという本当に真摯な答弁でございまして、高齢者に対する階段昇降機の設置に係る助成の具現化に向けて研究、さらに検討していただきますよう要望をいたします。

続いて、要旨2でありますけれども、ふれあいホールでございますが、2階に憩いの間、趣味の間、遊びの間を設けており、催しを行う場合のホールなどもあります。もともとが大人数の利用を想定して建てられており、多目的に利用される施設となっております。現在老人クラブ連合会、赤平市の市町村職員年金連盟赤平分区、太極拳や囲碁クラブなどが活用しております。高齢の方や足腰の悪い方が結構多く、私もちょっと行くことあるのですけれども、利用されております。階段途中で一息を入れられて何とか上られる方も見受けられ、上り下りに大変苦労されております。上階への階段数が私の家は、普通大体そうだと思うのですけれども、13段前後でないかと思ひます。知り合いの結構大きな併用住宅、これもかなり階段段数あるのですけれども、16段というふうに聞いております。ふれあいホールは23段と一般家庭などに比較いたしましてもかなり段数が多く、高齢者等には厳しい環境と思われまます。ふれあいホールの安全性の向上と高齢者等に優しい施設として利用者に対応するため、階段昇降機の設置を検討してはいかがでしょうか、伺ひます。

○議長（竹村恵一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（梶哲也君） ただいまの質問について私から答弁させていただきます。

ふれあいホールに安全面の向上と高齢者等に優しい施設として利用者に対応するために階段昇降機を設置することについてでございますが、現在ふれあいホールは改修工事を実施しているところでございます。改修工事には、階段昇降機の設置は入ってございませんが、設置することによって階段幅員の減少や利用者の安全確保など様々な課題があるため、今後施設の利用状況を調査することが必要と考えておりますので、その結果を踏まえ、階段昇降機設置の可否について研究しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○5番（安藤繁君）〔登壇〕 ただいまの答弁によりますと、ふれあいホールは現在改修工事中であり、階段昇降機の設置は工事には含まれていませんと、今後施設の利用について状況の調査が必要だということでございまして、その結果を踏まえて設置の可否について研究、そして検討してまいりたいとこのことであります。現在老人クラブ連合会と高齢者や足腰の悪い方が本当に多く利用されております。ようやく上っている姿もよく目にします。本当に段数が多いということで上り下りに大変苦勞されております。階段昇降機の設置につきまして前向きに研究、検討していただくことを要望し、この件の質問を終了いたします。

次でございまして、件名3、観光の振興について、エルム高原施設の充実について、要旨1についてでございますが、今年3月の定例会においての市政方針でエルム高原キャンプ場については自然環境を生かし、さらなる魅力を創出させるため、ここでしか味わえない体験ができるキャンプ場になるように指定管理者と連携を図りながら事業を進めるとのことであります。具体的には、自然に囲まれた環境で満天の星空を見上げる、今日は星空を楽しむ日、スターキャンプデーを企画し、そのほかにも光の道しるべ事業など、利用者呼び込みという意欲を非常に私も感じたところでございます。一方、エルム高原温泉ゆったりを含む4施設については、大規模改

修に向けての基本設計を行い、施設の機能向上や今後の人口減少を見据えた施設の整備を検討し、市民の憩いの場として快適にご利用いただけるよう努めてまいりますとしております。エルム高原キャンプ場については、様々な事業の企画により多くのキャンパーを集客する意気込みを感じますが、エルム高原ゆったりを含む4施設については人口減少に伴い市民対象の憩いの場として施設を縮小していくようにも感じる内容となっております。第6次赤平市総合計画の令和2年度から6年までの実施計画では、エルム高原施設、保養センター、ケビン村、家族旅行村、オートキャンプ場、これについては建設より25年を経過しており、施設の老朽化が著しいため今後の改修規模を定め、計画的な施設の改修を実施するとしております。令和5年度に修繕工事と大規模改修基本設計及び実施設計ということで2つ続けて、さらに令和6年度にボイラー、浴室、配管、外壁、LEDの大規模工事を実施する計画となりました。こういう計画でございましたが、令和6年度の当初予算を見ると、エルム高原の施設の改修基本設計委託料748万円のみが計上され、実施設計の委託料は計上されておられません。このような状況で、エルム高原保養センターの実施設計や大規模改修工事の今後の実施の予定についてお伺いいたします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） エルム高原施設改修事業の今後の実施予定についてでございますが、これまでの施設現況調査を踏まえた上で次年度以降に改修に向けての実設計となります。その後実施設計を基に改修工事となる予定でございますので、改修工事につきましては早くても再来年、令和8年度以降となる予定でございます。エルム高原の景色や自然環境などを生かして市民に愛され、市外からの家族連れも気軽に楽しめる施設となるよう進めてまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○5番（安藤繁君）〔登壇〕 令和7年度以降に改修に向けての実設計、改修工事は早くても令和

8年度以降となる予定との答弁でございます。実施計画からそれぞれ2年ほど遅れております。あまりこれ以上遅れないように皆様には頑張っていたいただきたいというふうに思います。

続きまして、要旨2についてでございますが、浴室については以前にも質問しておりますが、露天風呂は4人も入れば、市長さん、職員の皆さんもご存じだと思いますけれども、本当に足を伸ばすこともできず、私も温泉好きであちらこちら行きますけれども、空知管内でも本当に一番小さいほうでないかなというふうに思っております。計画では、浴室も大規模改修の対象となっておりますが、以前にも聞いておりますけれども、露天風呂はゆったりとくつろげるスペースに拡張されるのでしょうか、伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 露天風呂についてということでございますけれども、現在の露天風呂は大人が入るには少し窮屈な感がありますけれども、景色や自然がすてきだとのご意見もいただいております。平日は、市民の皆様が日頃の疲れを癒やし、土日には市外からの家族連れも気軽に楽しめるよう自然の中でくつろげる、そんな環境を生かした露天風呂となるよう協議を進めてまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○5番（安藤繁君） [登壇] 再質問いたしますけれども、答弁では自然の中でくつろげる、そんな環境を生かした露天風呂になるよう協議を進めるということでございますが、そういうことは現在の窮屈な露天風呂ではなく、ゆったりとくつろげる露天風呂になるということで理解してよろしいのでしょうか、伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 総体的な事業費を勘案しながら、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○5番（安藤繁君） [登壇] ただいまの答弁に

よりますと、現時点では多分、推測ですけれども、総事業費、こういったものが明確でないので、明確にできないと答弁できないのではないかとというふうに感ずるところでございます。

次に、要旨の3でありますけれども、妹背牛のペペルの湯、これ私も行ってまいりましたけれども、この辺では芦別もそうですし、いろんなところ今リニューアルしていますけれども、ペペルの湯、館内を改装しまして、浴室も一新、温浴室内というのですか、これも一新し、屋内サウナ室、これは3倍の広さになりましてオートロウリュが設置され、露天風呂の近くにバレルサウナと呼ばれる屋外サウナを設置し、さらに男性の浴室には電気風呂を新設して4月27日、リニューアルオープンしております。また、11月9日の新聞報道では、健康志向の高まりからサウナブームが広まる中、タオルや扇子をあおぎ、熱風を受ける熱波体験が愛好家の中で流行しており、ペペルでは月2回の熱波イベントを開催しており、愛好家の間で流行し、常連客もいるということで、いい宣伝になったと思うのです。かなりのスペースで掲載されておりました。当市も現在の施設のほかに何か新たな施設の設置を考えているのかどうかを伺いたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 新たな施設の設置ということでございますが、最近のサウナブームでロウリュやバレルサウナが流行しておりますが、ゆったり乾式の高温サウナがいいというお客様もおられます。また、通常のメンテナンス費用や将来的な設備の更新なども検討してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○5番（安藤繁君） [登壇] 今答弁いただきましたけれども、再質問させていただきたいと思いません。

市長のご答弁では、現在の乾式サウナがよいというお客もおり、通常のメンテナンス費用や将来的な設備の更新などを検討していくという回答でございました。設備の更新、この意味は一般的ですけれど

も、既存の設備、機器が老朽化したと、それからまた既存のものが機能不全、または技術の進歩によって最新の技術やより効果的なものに置き換えるということを一般的に指しているようであります。文字どおりこれ解釈しますと、妹背牛のように新規の施設は全く考えていないということのようにも取られるのですが、いかがでしょうか。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 新しい設備も含めた中でどういった施設にするのか、財政的なことも含めて検討してまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○5番（安藤繁君）〔登壇〕新しい設備も含めた中でどういった施設にするかを検討していくというご答弁でございました。単なる現施設の設備だけの更新の検討ではないということを理解いたしました。先ほどの露天風呂についての答弁にもありましたが、相次ぐ物価の高騰を受け、建設事業費が本当に年々大幅に上昇しております。そういうことや赤平市も統合小学校、これについての起債償還ですけれども、これも多額な起債償還が始まっておりまして財政的に非常に厳しい状況であることも私も認識、承知しております。また、現在基本計画策定中であり、具体的な内容についての言及、これについてはなかなか難しい面もあるかと思われすけれども、私としましては正直もう少し具体的な答弁がいただけるかなと思っておりました。市長として何かこういう大きなところをやるときは、何が何でもこれだけは実現したいという強い意思があってもいいのではないかというふうに思うところでございます。来年度は、実施計画の策定でありますので、かなり具体的になってくるものと推察し、期待もしております。来年度は、み年であります。蛇年です。蛇は、脱皮して大きく変化し、再生し、非常に生命力の強い生き物みたいでございます。エルム高原施設の露天風呂も大きく変化しまして目新しい施設や設備が誕生し、訪れた方が随分赤平の温泉変わった

など、ほかのところから引け取らないぞと、そういうことでまた行こうということで本事業が実を結ぶ日が来ることを非常に期待しております。

次に、要旨4でありますけれども、今年当市も市制施行70周年迎えまして、赤黒のまちづくり実行委員会、これも設立されまして、北海道コンサドーレとも連携し、様々な事業が今まさに展開されております。また、市民も入り口の壁を赤と黒に塗装するなど、新たなまちづくりの息吹が確実に芽生えてきているなというふうに感じているところでございます。温泉施設の外壁の改修工事についてでございますが、周囲の全面ということではございません。玄関などの一部に赤と黒のまちづくりと、こういった息吹を感じさせる塗装をするなど工夫を凝らしてはどうかでしょうか、伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 保養センターゆったりの入り口に赤と黒のまちづくりを感じ取れる工夫をということでございますが、現在も赤黒のまちづくりの旗をゆったりの受付に掲示し、PRしておりますが、エルム高原の景色や自然環境に赤と黒がマッチするのかどうかといったことも含めて自然の中にある保養センターゆったりの景観や雰囲気合ったものを検討してまいりたいというふうに思いますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○5番（安藤繁君）〔登壇〕私もあそこ行きますけれども、本当にあそこからの眺めもすばらしいものがあります。ほかのところのないようなすばらしい景色がございます。自然の景観と mismatch じゃけはばしいものになると、こういったことになったら何にもなりません。当市でも特に多くのお客さんが利用される施設なので、これは知恵を絞っていただいて、赤平市の活性化、こういった赤と黒でのまちづくりがありますから、相乗効果が現れるようなものにするように工夫し、検討していただきたいものと思います。

赤平市の発展と市民の一同にとりまして来年もよ

い年となりますよう心から祈念を申し上げまして、私の全ての質問終了させていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（竹村恵一君） 暫時休憩といたします。

（午前10時46分 休憩）

（午前10時55分 再開）

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序2、1、効果的な行政運営について、2、地域振興について、3、保健衛生について、議席番号8番、北市議員。

○8番（北市勲君）〔登壇〕 議席番号8番、新政クラブ、北市勲でございます。通告に従いまして、質問いたしますので、ご答弁のほどよろしくお願ひ申し上げます。

件名1、効果的な行政運営について、項目、市役所の機構見直しについてお尋ねをいたします。行政の多様化、複雑化に対応するために市役所の機構見直しを表明されました。今までに見直しについての考えやその進捗状況についてお尋ねをしてきましたが、行政需要の多様化、複雑化の対応のほか、市民の利便性向上を図らねばならず、人口減少も考慮に入れた組織のスリム化及び業務の効率化も検討する必要があり、人口減少局面における持続可能な行政を実現するために課題解決には優先順位をつけて段階的に対応する議論を行っておる、まとめ次第示されるとの答弁でありました。表明から間もなく2年を経過しようとしておりますが、機構見直しの具体案が決まったものがあるのであればお聞かせいただきたいと思っています。

○議長（竹村恵一君） 財政課長。

○財政課長（丸山貴志君） 私のほうから答弁させていただきます。

ご質問の機構見直しの具体案についてでございますが、これまでご質問いただいておりますが、誠に申し訳ありませんが、いまだにお示しする段階には至っておりません。今現在住民基本台帳や戸籍、市税な

ど政令で定められております20の事務の標準化、共通化への対応を最優先に取り組んでいるところでございます。そのほか、業務の改善に資する自治体DX関連ソリューションの導入につきましても総務省の地域情報化アドバイザー制度を活用して体験会を実施し、参加した職員からのアンケート結果を踏まえて新年度予算編成において検討してまいりたいと考えております。今後も市の置かれている状況や将来の見通しを示しながら、持続可能な行政運営の方向性を共有し、確実な行財政改革に取り組んでまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君）〔登壇〕 ただいまの答弁で機構見直しの具体案についてはいまだに示すことができないと、業務の標準化、共通化への対応を最優先に取り組んでいるとのことですが、2年近くも時間を経過しているにもかかわらず市民への利便性の向上や人口減少の対応としての組織のスリム化等の機能見直しの結論を示せないのはなぜなのか、この時間を要する要因は何なのかお聞かせいただきたいと思っています。

○議長（竹村恵一君） 財政課長。

○財政課長（丸山貴志君） 機構の見直しに時間を要している要因といたしましては、業務の標準化、共通化への対応に取り組んでいることも一因となっておりますけれども、市役所内部において行財政改革を推進する必要性の共有が十分にされていないことが挙げられると思っております。このため、将来のあるべき姿を見通すことができずに具体的な議論が進んでいないことが大きく影響しているものと考えております。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君）〔登壇〕 今の答弁でこの市役所の中に行財政改革を推進する必要性の共有が十分されていないと、これとんでもない話です。これは、一課の問題でなくて赤平市役所全体の話なので、これは市長の、あるいは副市長の思いが職員に伝わっていないと、これについて市長はどう考えるのか

お聞かせ願いたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 副市長。

○副市長（永川郁郎君） 議員のご指摘のとおり、機構改革については現状進んでいない状況がございます。これにつきましては、市民サービスの維持、職員への影響、財政への影響などを総合的に判断をしまして慎重に進めていく必要があるというふうに考えております。先ほど丸山課長も答弁をいたしましたけれども、市役所内部において行革を進めていく必要性を共有するため、今後の財政の見通しですとか職員数の在り方などにつきまして大変重要な課題でありますことから、慎重にその作業を進めているところでございます。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君） [登壇] 慎重に進めることは大事ですけれども、機構見直しの進め方については私ども注文をつける気は全くありませんが、機構見直しというのは行財政改革であり、全職員に関係のあることであると思っています。職員に行革に対する必要性が伝わっていない、これではなかなか市長のおっしゃる機構見直しは進むことはスピードを増さないと、そう感じられます。そういう意味で市役所の中には機構改革、行財政改革に対してかなりの意見を持っている職員もいると思います。そういう職員をもう少し活用と言ったらおかしいですけれども、そういう方々の意見を取り入れながらやらないと、一部の課だけでやれって言うてもできないのです。そういう意味では、職員に先進自治体の視察などをさせて、そしてその成果を機構改革、行財政改革に生かされたらいかがかなと思いますが、これについてはいかがですか、市長。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 先進自治体への視察をするべきではないのかといったご提案だったというふうに思います。先ほども財政課長のほうからも、また副市長のほうからも答弁させていただきましたけれども、機構改革についてはこれまでも何度もご質問いただいておりますけれども、例えば職員定数につい

て言えば、業務量に対応する適正な人員配置というふうに捉えられると思うのですが、行政サービスを維持していったってコストを削減するためにはウエートの高い人件費と、この人件費対策というものが重要になってくるというふうに思っております。ただ、しかし職場の労働環境の悪化ですとか、マンパワーの必要な行政分野に対する配慮も必要になってくるというふうに思っております。ご指摘にあったと思いますけれども、私の行政改革、機構改革に対する思いが伝わっていないのではないのかということでしたが、思いは伝わっているというよりも職員がそもそも思っているというふうに私は感じています。私の思いが伝わるというよりも、先ほども財政課長の答弁の中に行財政改革を推進する必要性の共有が十分されていないというお話しさせていただきましたのですけれども、それは行財政改革が必要だというのはどういう根拠に基づいてそういうことになるのかといった詳しいところが共有されていないという説明だったのです。ですので、かみ砕いて言えば、後段にもお話しさせていただいたと思うのですが、様々な情報を共有しながらというふうにお話ししたと思うのですが、例えば財政分析であるとか、財政推計であるとか、それぞれの担当の部署で今後どのぐらいかかるのかというのは主要事業の中でも議論させていただいておりますので、大体のところは分かってはいると思うのです、それぞれ個別に。ただ、全体的には見通しがどういうふうになるのかということ、これまた難しい問題もございまして、突発的に発生するものもございまして、また大型事業であれば起債の借入れ、そして返済計画というものも影響してきますので、なかなか難しいものもあります。ですので、機構改革の今お話でしたけれども、機構改革については職員も十分認識しているというふうに思っております。また、私の思いは、十分に思いが伝わっているというよりは、職員はそもそも認識しているというふうに私は考えております。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君） [登壇] 思いは伝わって

るといふ市長のこれはそれこそ思いでしょうけれども、今財政課長から行革を進めていく必要性は十分共有されていないと。これは、市長さんがおっしゃった機構改革を実施しますという選挙公約ですから、これはやっぱりそのことが職員に伝わって全庁的にこのことに協力する、努力するというか、このことが求められているので、今までもう2年も経過していると、まさかこれ4年までにやるという話ではないと思いますけれども、そういうこともちょっと危惧されるのではないかなと。そういう意味で私は、市長のやりたいと思っていることが本当に伝わっているのかというのが疑問に感じるし、逆に言えばその本気度も疑わざるを得ないと。これがこの2年間の時間を費やした大きな要因でないかなと思っておりますが、これについて市長いかがですか。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 十分伝わっていないのではないのかという厳しいご指摘だったと思いますけれども、私の公約の中でもお示しさせていただいております。伝わっていないのではないのかということだったのですけれども、繰り返しになりますけれども、職員は思っていると、私と同じレベルで思っているかと思えます。

また、先ほどちょっと言い忘れたのですけれども、担当の1つの課だけではなくて、行政改革についてはいろいろ考えている職員もいるのではないのかというお話だったのですけれども、ほかの部署も全部の課ではないですけれども、それぞれ複数の課をまたがった職員が集まって行財政改革推進室というものを立ち上げておりますので、その中で議論をしているところであります。ただ、例えばといいますか、行政改革を進める上でよく耳にするフレーズでは総論賛成、各論反対という言葉あるかと思うのですけれども、行政改革をやらなければならない、機構改革をやらなければならないというのは総論では賛成をしている職員が多いというふうに思えます。ただ、個別具体的なところでどういうふうには行政改革、機構改革をしていくのかという個別の課題にな

っていきますと激しい議論が繰り返されるのがどこの行政組織でも同じだというふうに思っております。ですので、そういったことも含めて言えば、2年かかっているところでございますけれども、ほかのまちではもっとかかっていると思いますし、赤平2年というふうにおっしゃっておりますけれども、もっとも前からやらなければならないというふうには思っているというふうに思いますので、私は遅れているというよりは今懸命に努力をしているという段階だというふうに認識しております。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君） [登壇] 今努力をしています。私は、努力していないとは思っていません。ただ、今お話を往々にしてあるのが総論賛成、各論になって反対といういろいろと問題があると。しかし、これを調整するのがトップの役目だと、私はそう思っています。ですから、特になぜこれを私言うかという、今赤平市の人口がこの一、二年で1万人を切ってきた、さらに9,000人を切ってきた、今8,000人台とだんだん人口減ってきていると、そういう意味での行革は大事だと。そういう意味で他市が2年は普通だなんていうことは、僕はそれは言い訳だと。やっぱり私はちゃんとスピーディーにやるべきだと。ほかの市が2年でできていないから、赤平市も2年でできなくていいのだということにはならないと、このように思っていますが、いずれにしても職員の努力は評価しています。ただ、こういう考え方が職員の中に本当に伝わっているのかと。先ほど私は答弁聞いて、これは伝わっていないなという理解しました。ぜひこういうことのないように進めていただきたいと。市役所の機構見直しについては、先ほど申し上げました人口減少が進行中であり、早く行財政改革を進めていただきたいという、そういう期待している市民も多くおります。そういう市民の期待にも応えるべく、スピード感を持って進めていただきたいと思っております。

それで、この行革といいますか、機構見直しの実施はいつ頃予定組んでいるのか、もし時期が分かる

のであれば教えていただきたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 財政課長。

○財政課長（丸山貴志君） 実施時期につきましては、誠に申し訳ございませんが、明言することはできませんけれども、今後は様々な情報などを共有しながら、本当に真に必要な行財政改革を実施しながら持続可能な行政運営に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君） [登壇] ただいま課長さんのほうから実施時期については明言できないと。では、いつまで待つのですかと。先ほどの市長さんの答弁にもありましたように、2年では足りないのだと。足りないなら足りないでいいのです。だけれども、市長さんの任期は4年間で、あと2年しかありません。その中でやっていただかなければ、公約としての実現されないわけですから、私はこれは市長さんの公約であるということで実現に向けて努力していただきたいと思います。以上でこの質問終わります。

件名2の地域振興について、項目1、友好都市との交流事業再開についてお尋ねをいたします。地域活性化の一案として、昨年11月に私も新政クラブが市長さんに友好都市、石川県加賀市との交流事業再開の要望いたしました。赤平市と友好協定書を結んだ都市は、国内では加賀市1市だと思いますが、外国では韓国の三陟市や中国の汨羅市がありますが、赤平市の財政規律見直しにより財政健全化が求められ、全ての友好都市との交流事業が休止となりました。しかし、財政が健全に回復した平成30年には交流事業再開に向けた機運が高まり、当時の市長、議長、商工会議所会頭、市役所の企画課長、4名で石川県の加賀市を表敬訪問し、赤平市の歴史を継承するとともに、両市の関係を継続する交流事業再開の約束をしてみました。その後コロナの感染症の拡大による行動制限により、交流事業再開の活動はできませんでした。現在は、赤平市の財政は大変

厳しいものがありますが、財政指標も落ち着いており、交流事業再開の要望したところ、令和6年度の市制70周年記念や交流事業30周年の節目の年に交流事業再開を考えたいという前向きのお話をいただきましたが、本年1月に発生した能登半島地震やその後の豪雨の被害を受けた関係で交流事業の再開は大変厳しいものとなっていると思っております。そういう意味で今後交流事業の再開についてどのように考えているか、お知らせいただきたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 企画課長。

○企画課長（成田博之君） 友好都市であります石川県加賀市との交流事業の再開についてでございますが、昨年の11月に新政クラブより友好都市との交流事業の再開についてご要望を受けております。その際、令和7年が友好都市提携から30年になりますことから、民間での青少年育成やスポーツ、まちづくりなど交流できるところから始めていくことをご回答申し上げさせていただきました。その後4月24日に加賀市の交流担当であります観光商工課と連絡を取りまして、メールによる連絡体制を築き、企画、日程調整を進め、8月の6日に1回目の打合せをウェブで行いまして交流の再開に向けての協議をスタートしました。2回目は、9月の27日にどのような交流が可能かお互い案を持ち寄り、協議を進めております。3回目は、10月の18日に開催しまして、より具体的な企画案について協議をしております。現在は、過去に行ってきたような大人数の交流団を組んでの毎年訪問交流することは市の厳しい財政事情もあり、また当時より市職員数も減少し、対応面の困難も考えられ、お互いに負担がかかり過ぎる恒常的な交流事業につきましては非常に難しい状況であります。しかし、令和7年度は友好都市提携30周年の年であり、交流事業再開に向けて持続可能な交流への協議を取り進めているところでございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君） [登壇] どうもありがとうございます。ただいまの答弁で、加賀市の担当者と

メール等を通じて交流事業についてどのような交流が可能なのかの協議をされているということで理解をいたしました。私どもは、昨年の11月に要望した中に交流事業についての中身については詳しくはしていませんが、大きく分けて4点について要望いたしております。それは、青少年の交流事業、それから文化交流、それから物産交流、イベント交流の4項目について要望いたしましたが、ただいまの答弁にありますようにお互いに負担がかかり過ぎる恒常的な交流事業は難しいという状況にあるところですが、交流内容について具体的な案がありましたらお知らせいただきたいと思っております。

○議長（竹村恵一君） 企画課長。

○企画課長（成田博之君） 具体的な交流事業案ということでございますが、現在のところ加賀市と取り進めている部分では、新政クラブ様からよりもご要望のありました点も含めまして、お互いの地域訪問して交流するというのも一つの事業に入っておりますし、青少年の文化交流というのも念頭に入れながら、持続性が可能な範囲の中での交流というのを進めていこうと計画しております。

以上でございます。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君）〔登壇〕 今詳しく私どもの4項目の中も含めて協議されているということなので、このことについては確認いたしますが、令和7年度に友好都市提携30周年ということで交流事業の再開に向けて協議されていると、そういうことですので、ぜひ交流を通じてお互いの市、加賀市、赤平市の歴史あるいは文化を理解し、地域振興に結びつけていただけるよう要望いたしたいと思っております。以上で次に移ります。

項目2、日本語学校の設立についてお尋ねいたします。人口減少が進み、少子高齢化により、企業の担い手に不足が起きております。特に建設業及び医療、介護など福祉関係に携わる労働者の確保のために外国人労働者の必要性は、以前から言われております。現在道内で暮らす外国人は6万2,576人、これ

は今年の10月の段階です。6万2,576人おり、赤平市においても85人の外国人が居住しておるとのことでございます。道内で暮らす外国人が増える中、全道179市町村の9割近くの自治体が日本語教室の空白地域となっていると報道もされております。今後外国人労働力の受入れ拡大が見込まれる中、外国人との共生社会の実現には言葉の壁の解消は不可欠であります。言葉の解消は、将来の労働力確保や労働者の定着などに期待できるものとも思っております。そのためにも日本語学校の設立について検討すべきと思いますが、市としての考えがあればお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（竹村恵一君） 企画課長。

○企画課長（成田博之君） 日本語学校の検討についてでございますが、我が国における在留外国人数は増加傾向にあり、赤平市においても各産業の人手不足が大きな課題となっており、外国人材の受入れと日本語教育は重要であると考えております。東川町のような公営で運営している日本語学校につきましては、主に外国人留学生を対象にしており、日中に授業を行っております。赤平市に在住しております外国人につきましては、企業等の技能実習生が多く、日中は企業等で働いておりますので、夜間しか日本語学校に通えない状況になることが予想され、企業のニーズにお応えできるものになるか危惧されるところもございます。日本語学校を開校するとなりますと、海外の留学生を募集しなければならないことや指導者の招聘、学校の認可、生徒の住居など様々な課題をクリアしなければなりません。また、卒業後の就職先なども考え、1つの自治体だけの運営になりますと財政事情も含め非常に厳しいことから、広域での対応も今後の課題であると考えております。いずれにしましても、赤平市の産業を支える外国人労働者確保の関係もございまして、今後も日本語学校開設の可能性を含め研究を重ねてまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君）〔登壇〕 どうもありがとう

ございます。ただいまの答弁で日本語学校設立については課題も多く、設立には留学生の募集の件や指導者の招聘及び学校の認可など非常にハードルが高いと理解をいたしました。しかし、民間企業から言葉の壁の解消について日本語学校設立の提案があったと聞いておりますが、広域での対応も今後の課題として考えているとのことですが、赤平市から近隣市町に対し日本語学校設立に関する呼びかけはする予定があるのかないのかもお聞きいたしたいと思っています。

○議長（竹村恵一君） 企画課長。

○企画課長（成田博之君） 日本語学校設立につきましては、民間企業からもご提案をいただいているところでございます。今後様々な課題を精査し、外国人労働力を必要としている他市町の状況もお伺いしながら、広域での対応も含め、日本語学校設立の可能性についても研究してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君） [登壇] 赤平市の企業誘致も大変厳しい中、日本語学校設立の話しましたが、もう一つ、日本語教室の開講は、これは人材育成の産業として捉えて日中に企業で働いている技能実習生に対し、夜間の日本語教室の開講等について考えてみたらいかがなものでしょうか。これは、旧小学校校舎の活用にも関わる話で、地域振興に資する日本語学校設立や日本語教室の開講を早急に検討していただければと思っていますが、これについて何か考えがあればお聞かせください。

○議長（竹村恵一君） 企画課長。

○企画課長（成田博之君） 現在外国人の日本語教育につきましては、赤平市の産業振興企業協議会の事業として企業の外国人技能実習生への日本語学習を推進しております。この事業では、外国人技能実習生に対し日常生活や企業でのコミュニケーションを推進するため、勤務後の時間などを利用して日本語を学ぶ機会というのを提供して企業の経費の一部を助成しているところでございます。企業における

それぞれの外国人技能実習生の状況を調査しながら、企業のニーズにお応えできるよう日本語教室の開設の可能性につきましても研究してまいりたいと思っております。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君） [登壇] いずれにしても、研究されるということなので、これも非常にタイムリーな話になるかと思えます。先ほど申し上げましたように、道内のほとんどの地区が日本語教室の措置取っていないと。今あるのは、札幌だとか、函館だとか、旭川もあると思うのですが、旭川はちょっと東川町の問題があつて分かりませんが、そういう形でほとんどの市町には外国人労働者が来ているにもかかわらず言葉の問題を解決するための学校というか、教室を設置されていないと。こういうことなので、ぜひこれをやることによって赤平の地域振興にも大きく影響与えてくれるのではないかと考えておりますので、検討していただきたいと思っています。よろしく願いをいたします。

次に参ります。件名3、保健衛生について、項目、住友共同浴場の運営についてお尋ねをいたします。住友の共同浴場は、住友のお風呂のない市民の方々が利用するばかりでなく、かつては文京町、それから豊丘町、それから赤間地区からも利用者がいたはずですが、そういう中で住友共同浴場が開場してからもう既に35年経過し、施設も老朽化しております。今までに浴槽の修繕やボイラーの交換などしながら今日に至っている、こういう状況でございます。また、利用者を見ると年々減少しており、採算的にも大変厳しい状況にあり、収支の改善を図るために休日を増やし、週4日の営業と、こうなっておりますが、このように住友共同浴場に関わる保健衛生の環境が悪化の一途をたどっていると、こういう状況の中で今後住友共同浴場の運営をどのように考えているのかお聞かせいただきたいと思っています。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 将来的な住友地区共同浴場の運営をどのように考えているのかということについて

てでございますが、お風呂がない住宅の除却も控えておりますし、このことから新たな入居を差し控えているところでございます。それに伴い、共同浴場の利用者は年々減少しているところでございます。こうしたことから、使用料の改定を行い、利用者にご不便をおかけしているというふうに思いますが、開場、営業日を月、水、金、土曜日の週4日に縮小を行いまして、ボイラーの入替えですとか、浴槽の修繕等を行いながら施設の維持を図っているところでございます。このような中、10月15日からあしたまでの約2か月間、エルム高原温泉ゆつたり休館に伴い、代替施設として多くの方々にご利用いただいたところであります。住友地区共同浴場は、平成元年の建設であり、35年を経過している施設でございますが、お風呂がない住宅に入居されている市民も多数おりますことから、公衆衛生上必要な施設であるというふうに位置づけをしております。今後一定の年数は維持していかなければならないものと考えております。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君） [登壇] これをなくすわけにいかないと思うのです。だからといって、この衛生環境の悪化を見ないわけにいかない、直していかなければならないと。それで、資料頂きましたけれども、平成20年、今から十五、六年前ですか、このときの利用者数が1日当たり260名、それが昨年86名と7割減になっていると。これは、福栄地区にお風呂のある住宅が建ったことも大きな理由でしょう。それから、赤平から転出した方もいて減ったのだと思います。しかし、かかるコストを見ると、そんなに低くなっていない。特に平成20年、15年前のコスト、費用が約2,430万、このときにさっきも申しました1日260人の利用者がいて、この数字をベースとすれば、令和5年は86名で2,440万、大した変わらないのです。これは、何を意味するか。やっぱり260人の入浴者があった当時の規模で今86人の人に入浴してもらっていると、これが大きな理由でないかと思っておりますが、これについて何か思い当たる節がある

のであれば教えていただきたいと思っています。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 入浴時間、また今ご指摘にありましたけれども、入浴者の減少によってコストはそれほど変わっていないのではないのかといったところだったと思います。使用料等につきましても北海道が定める公衆浴場の入浴料金統制額の範囲内というふうに条例で定めているところでもございます。北海道の統制額については、物価ですとか燃料費の高騰によります影響で12歳以上の大人ですと令和4年に450円から30円の値上げをし、令和5年は10円、さらに本年の10月1日から10円の値上げをし、3年連続の値上げと、合計50円の値上げというふうになっておりまして、これ統制額ですけれども、現在は500円に改定されたところでございます。住友地区共同浴場につきましては、平成27年に420円から440円に改定しておりまして、令和3年度に営業日を縮小して、このことで利用者の皆様方にご不便をおかけしたこともございまして、その後は料金の改定は行っていないところでございます。今後におきましても適正な使用料ですとか、入浴時間、また営業日の設定に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君） [登壇] 適正な利用料等を検討していきたいと言いますが、住友共同浴場は公衆衛生上必要な施設として維持していかなければなりません。それには、利用者数に見合った規模、それから利用料金、それから営業時間、これらの見直しが当然必要だと。今市長さんから見直しをするということですが、当然してもらわなければ持続性のある運営はできないと。そういうことですので、ぜひ見直しによりながら保健衛生環境の改善をよくしていく、こういうことをしていただければ地域の住民の方々も安心して生活できるということなので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で私の質問終わりますが、一番最初にお話しした機構見直しについては、これは今期の市長さん

の公約の一つであるということも忘れずに進めていただきたいと思います。

以上で私の質問終わります。ありがとうございます。

○議長（竹村恵一君） 暫時休憩といたします。

（午前11時36分 休憩）

（午前11時45分 再開）

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序3、1、共生社会の実現を推進する取り組みについて、2、ジェンダー平等について、3、空き家対策について、4、新たな財源確保の考え方について、議席番号1番、木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 議席番号1番、無所属の木村恵です。通告に従い、質問していきますので、よろしくお願いいたします。

冒頭ですけれども、最近、この秋から冬にかけてですが、私の身近なところでも带状疱疹になったという方が3名ほどおられます。そのうちのお一人は、まだ痛みを苦しんでいるというようなことも聞いております。12月7日の北海道新聞の社会面ですが、带状疱疹ワクチンについて費用を公費で支援する定期接種を来年4月から65歳を対象に始める方向で厚生労働省が検討しているという記事ありました。私の身近なその3名の方もなるほどと、65歳以上の方だと思って一定の根拠はあるのだろうなということを感じたのですが、6月の定例会で私一般質問でこれ取り上げまして、国が定期接種として判断した際にはワクチン費用の助成の実施をお願いしたいということ申し上げてまいりました。国は、65歳対象ということで、国の支援が入ることになるのかと思いますが、それでも定期接種の判断というのはされております。50歳からできるこのワクチン接種に関する赤平市独自の助成、ぜひ来年度予算も始まる頃ですので、取り組んでいただければというふうに思っております。

また、12月2日に紙の保険証が廃止になっている

のですが、担当課の窓口見ますと大変混雑しているというのを目にします。担当課には、広報あかびらやホームページなどで十分な周知をこれまでもお願いして行ってきていただいているというふうに思いますが、それでもいわゆる不安をあおるような報道、テレビであったり、SNSの情報などにより市民の方々が多く窓口に今いらしていると思います。しっかりと窓口の方、担当係の方対応されていると思いますが、そういった方の負担軽減、市民の不安解消について分かりやすい書面の作成、ホームページではPDFでそういったこういう場合はこうこのを書かれているのありますけれども、ああいったものの活用であるとか、一時的には人員配置することなども必要かなと見てとれますので、ぜひ現状を把握していただきたいというふうに思います。

定例会初日の市政報告、私聞いておまして、まちづくり市民会議や市民の皆さんの声を聞き、来年度に向けてしっかり取り組んでいくという畠山市長の姿勢が強くうかがえたなというふうに思っております。これから質問してまいりますけれども、ぜひ同じように前向きなご答弁をいただければというふうに思います。

それでは、質問に入ります。件名の1です。共生社会の実現を推進する取組について、項目の1です。認知症施策について、要旨の1です。認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう認知症施策を総合的かつ計画的に推進すること、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現、これを目的とし、本年1月1日に認知症基本法が施行されました。赤平市でもこれまで認知症施策としてサポーターの養成であるとか、ケアパスの配布、各団体との協力であるとか、初期集中支援チームなど様々な取組を行っております。そして、令和6年度、今年度新たに始まった取組としては、チームオレンジの立ち上げというのがあります。この取組は、エリアサポーターが活動する6地区からモデル地区を

選定し、チームオレンジとしてエリアサポーターの方に認知症について理解をより深めてもらうためのステップアップ講座、地域サロンでの当事者への声かけ、当事者の思いや困り事にできる範囲で対応していくというような活動、こういったことになっておりました。現在取組の状況を伺いたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（千葉睦君） 認知症施策の一つでありますチームオレンジの現状についてでございますが、モデル地区としてエリアサポーターが活動する平岸地区を選定し、本年4月から本格的にチームオレンジとして取り組んでおります。活動を開始するに当たって認知症サポーターステップアップ講座を行い、チームオレンジや認知症の理解を深めていただき、同時に地域の認知症高齢者の実態調査を行いました。現在の活動内容としましては、認知症や認知症が疑われる方の見守りや声かけ、地域で孤立しないために地域サロンへのお誘いや話し相手になるなどの関係づくり、困り事のお手伝いなどが主なものとなっております。チームオレンジのメンバーからは、活動を開始する前には何か特別なことをしないといけないのだろうかという不安な声も聞かれました。しかし、今まで行っていただいた対応の延長の活動であることを理解していただき、現在は認知症の勉強会を積極的に行い、認知症の疑いや気になる方がいますと地域包括支援センターに相談をいただくなど関係づくりが進んでいます。今後は、平岸地区のほか、新たな地区を対象に実態調査や講座を開催し、令和7年度は3地区、令和8年度中には市内全6地区を目標にチームオレンジを立ち上げてまいりたいと考えています。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君） [登壇] 私も懸念しておりましたが、エリアサポーターのこれまでの活動の延長という位置づけ、これがしっかりと理解をいただいていると、取組が深まっているということが今確認できたと思います。また、段階的に増やしていき、全地区での取組にしていく予定だということも今確

認が取れました。3月に要望したところというのは、しっかりとケアされてエリアサポーターの方々の理解が得られ、取組が進んでいるという点は評価したいというふうに思います。また、認知症の疑いや気になる方、そういった方がいた場合には地域包括支援センターにつなげるといった関係づくり、こういったものも進んでいるということがありました。この点については、後の質問で関連した質問を行っていきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。要旨の2です。基本法では、第13条において認知症施策推進計画、これの策定の規定があります。市町村は、努力義務というふうにされております。現時点で赤平市の認知症施策は、具体的な目標及び達成時期などの定めというものがありませんが、計画ではこれらを定めて達成状況の公表、5年ごとの効果検証などを行うこととなっております。令和6年度は、同じ努力義務とされておりました高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などの上位計画、地域福祉計画の策定に取り組んでいるところですが、この認知症施策推進計画の策定についての考えをお伺いします。

○議長（竹村恵一君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（千葉睦君） 認知症施策推進計画についてでございますが、今年1月に施行された認知症基本法に基づき認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する市の任意計画となっております。これまでも認知症施策については、3年ごとに作成する介護保険事業計画の中で推進方針や事業内容を記載しておりましたが、推進計画では施策の具体的な目標及びその達成時期を定め、適時評価、公表することとされています。政府は、12月3日に都道府県及び市町村の推進計画の基本となる認知症施策推進基本計画を閣議決定いたしました。基本計画には、認知症は今や誰もがなり得るとし、認知症になっても何もできなくなるのではなく、できること、やりたいことがあり、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるという考え方を新しい認知症観として明記されたところであり

ます。赤平市としましても政府の基本計画を踏まえ、新しい認知症観に立って認知症施策を進めることが重要と考えております。計画策定に当たっては、介護保険事業計画等の既存の計画と一体のものとして策定することも差し支えないなど柔軟に運用できることとされております。計画策定の時期や内容につきましては、今後の検討になりますが、基本計画で示されました4つの重点目標に基づき課題を整理していくとともに、施策に対しまして認知症の人とその家族等の意見を反映できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕現時点では、第9期の介護保険事業計画において認知症関連というのは79ページから81ページ、3ページほどなのです。成果目標でいいますと、認知症サポーター養成講座の受講者数、これが目標70人、認知症初期集中支援チームの対応件数が三、四件というのが数値目標と、こういったものしか今現時点ではないということです。推進計画策定となると、当然かなりのボリュームになると思いますし、例えば認知症の患者さんなど、その数値目標をどう設定していくかなど、大変難しい面もいろいろあるのではないかとすることは理解したいと思うのです。計画策定については、今後の検討という内容だったので、特に今積極的に策定していくという考えではないということだとは思いますが。その上で認知症の方やその家族の方、いわゆる意見を聞いていくというのが今回の基本法の趣旨の中にも入っておりますが、そういったことはしっかり行っていくということが確認できたというふうに思います。いろいろな計画策定、3年ごととか5年ごととかありますが、担当される職員の皆さんの仕事量なんか大変多くて苦労されているというところも目にしております。必要なことは、この計画策定することよりは、むしろ取組のほうをどれだけ拡充していくかということが重要なことと私も思いますので、基本法の重要なところ、誰もがなり得る病気だと、なってしまっても大丈夫だと、こう思っ

てもらえる社会環境の整備というのをしていくのが重要なだろうと。そういう取組のさらなる進化というものをしていっていただきたいと、期待していきたいと思うのです。

それで、次の質問なのですが、要旨の3です。認知症は、現在完治が難しい病気とされておりますが、認知症の種類によっては早期発見により薬の服用で進行を穏やかにするなど改善が期待できる場合があるとされております。つまり認知症対策として早期発見というのは重要な要素の一つだということだと思います。まずは、チェックシートで自己診断をしていただくと。そして、もしかしたら認知症かもしれない、こういう状況になったら、かかりつけ医であるとか物忘れ外来などを受診していただくというのが一般的な流れになるのではないかと思います。認知症のケアパスにも、赤平市で出しているケアパス、これにもチェック項目のところがあります。いわゆるチェックシートの活用ですが、どのように取り組んでいるのか、そしてそういったものの活用から認知症検診につながる割合どのくらいなのかお伺いします。

○議長（竹村恵一君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（千葉陸君） 認知症ケアパスのチェックシートの活用についてでございますが、赤平市では令和3年1月に認知症ケアパスを作成し、広報折り込みによる全戸配布のほか、医療機関や介護関係機関への配布、市ホームページへの掲載など周知に努めております。認知症ケアパスに掲載されているチェック項目に関しましては本人や家族、身近な方がチェックできるもので、もしかしたら認知症ではないかという気づきが得られる内容となっております。地域包括支援センターにおいては、窓口で受ける相談や家庭訪問、出前講座の際に紹介し、認知症が疑われる方やその家族に対してチェックするよう勧めております。個別の対応の際には、一緒にチェックし、主治医へ相談を勧めることなどありますが、集団においてはチェック表の記載内容の確認や回収などは行っておらず、認知症診断のた

めに病院を受診されたかどうかは把握はしておりません。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 認知症と診断されることは、誰でもうれしいことではないというふうに思うのです。チェックシートを提出することさえしたくないという方もやっぱり一定いるのではないかなと思います。しかし、誰もがなくなってしまう可能性があるからこそ今社会全体で助け合おうと、理解し合おう、尊重し合おうということに国も自治体も取組を強めています。このケアパスにも書いてあるように、独りではないと、自分らしく生きようと、見守ろう、こういったことなのだと思うのです。今回の基本法の施行を機に認知症と診断されたくないという思い、こういった思いを認知症と診断されても大丈夫な社会だというふうに思ってもらえるようにしていかなければならないのだというふうに思うのです。

そこで、早期発見なのですけれども、いかにつなげるかということですが、兵庫県の明石市の取組を例に挙げますと、ケアパスにあるようなチェックシート、こういったチェックシートをチェックして行政とか、そういう機関に提出するだけで500円分の図書券をプレゼントしていると。明石市、最近テレビによく出ておられる泉房穂さん、前市長さんの頃に行われていて、今も続いていますけれども、本のまちということをやっていたら、それで図書券なのだろうと思うのですが、500円分の図書券をプレゼントしていると、提出するだけで。さらに、認知症の疑いがある人には最大7,000円分の検診費用を助成するというので、ぜひ検診費用を実質無料にしますので、検診受けてくださいということをやっているわけです。行政からチェックシート出してくださいねと、ぜひ検診に行ってくださいねということ強く促すことというのはなかなか難しいわけですが、こういった取組を行うと自発的に行ってみようかなということにもつながると思いますので、早期発見につながるのではないかと、そういう

可能性もあるという事例だと思うのです。それで、こういった取組、赤平市でも行ってみたいと思うのですが、考えをお伺いしたいと思いません。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 明石市の取組についてですが、認知症の診断費用を助成することは受診を迷う人や費用面で受診をちゅうちょする人への後押しとなりますし、早期発見や早期治療につながるものというふうに思っております。しかし、認知症の診断で全てが解決するわけではございませんで、認知症と診断された後のことも含め検討が必要というふうに考えております。認知症になると何もできなくなるのではなく、認知症になってからも希望を持って自分らしく地域で暮らし、活躍できるといった新しい認知症観の普及と併せ、認知症診断費用の助成等については今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 検討していくということが確認できました。全く同じような内容ではなくても私はいいと思うのです。ぜひ検討していただきたい。先ほど集団でのチェックシートの活用において回収や確認していないということがありました。大人数一緒にいるところだと、やっぱり人に見られるのが嫌だとか、自分がそういう疑いがあるって見られるのが嫌だという気持ち当然あると思うので、なかなか難しいと思いますが、こういった取組行っていけば後から出そうかなということにもつながると思いますので、そこから検診につなげて早期発見と、ぜひ取り組んでいただきたい。

そして、診断だけで全てが解決するわけではないというようなこともありました。そのとおりだと思うのです。おっしゃるとおり、その後も大切だ。今回触れるつもりありませんでしたので、これは要望というか、提案だけにしますけれども、明石市はその後も手厚いのです。先ほど取り上げた2つに加えて、認知症と診断されたら、それだけでタクシー

券6,000円分分出しますよと、それかGPSの端末使用料を基本料金1年分出しますと、認知症になったら。そして、認知症サポート給付金というのがあって、要支援、要介護の認定なんかも含めると最大3万円、認知症になったらこれだけ差し上げますと、給付金です。宅配弁当券が20回分無料券、寄り添い支援サービス10回分、1泊2日のショートステイ利用券と、認知症になってくださいと、安心してください、なってくださいというような感じの内容になっているのですが、言わんとするところはやはり検診までいった後もしっかりとその後サポートもしますよと、行政が、そういうことだと思うのです。こういった点でいろんなものを給付したりするしないは別として、総合的に支援しているということでは、赤平市も今しっかり行われていると。包括支援センター、町内会、エリアサポーター、社会福祉協議会ですとか、医療機関、企業も含めですけれども、しっかりと横の連携で今見守り体制構築してきていると。なので、ぜひこういった取組も参考にさせていただいて、何度も今出てきました新しい認知症観、いわゆる認知症になっても、繰り返しになりますが、大丈夫なのですよというところをぜひ周知させていただいて、認知症の疑いが出て心配しないで相談してほしいと、こういうところの理解促進にぜひ取り組んでいっていただきたい、このように思います。

次の質問に移ります。項目の2、健康づくりについて、要旨の1です。共生社会の実現のためには、認知機能、今言ったそういったものや身体機能の低下など、いわゆるフレイル予防というのが重要だと言われていると。健康に生き生きと過ごすためには、高齢期における心身機能の特性を理解して自分の状態に合った健康づくりに取り組むことが大切と言われていると。赤平市では、高齢者の運動教室はまる元とかゆる元、こういったものであるとか、地域サロンやエリアサポーターの活動の中などで一定行われていると理解をしております。ケアパスに記載しています。理解をしています。そして、その手前の世代、中高年の世代においては今特定健診等行

っておりますが、生活習慣病予防などとして保健指導の際に運動することを勧められるケースがあります。ウォーキングなどは、気軽にできるといいますか、状況が合えばできるし、市内でやろうと思えば当然できることですが、いわゆる市内にフィットネスジムみたいなものがないということなのです。中高年の頃からのいわゆる健康づくり、これに対する意識や習慣、こういったものの改善というのは非常に大切なだろうと思うのです。そういった場所がないから、ぜひ必要ではないかというふうに思っております。市制70周年記念事業として10月にライザップの健康セミナーあったと思いますが、これについてどのような経緯で企画され、どのような内容だったのかお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（千葉睦君） ライザップ健康セミナーの開催に至る経緯と開催結果についてでございますが、赤平市では全国や全道と比べ特定健診におけるメタボ該当者が多い実態があり、若い世代からの肥満予防、運動の習慣化、食生活の改善が課題となっております。生活習慣病の発症、重症化予防には若い世代からの生活習慣の改善に向けた働きかけが必要であり、全国の企業で働き盛り世代を中心に生活改善への行動化、習慣化に着目した健康セミナーなどの事業を展開しているライザップにお願いすることにいたしました。セミナーには、定員50人を超える申込みをいただき、年齢層も20代から80代と幅広く、その中でも40代から60代の働き盛り世代の方に多くのご参加をいただきました。ライザップのセミナーは、参加者ご本人の意識改革と動機づけ、日常生活での習慣化に向けた働きかけを行い、結果につなげる内容です。受講1か月後のアンケートで把握した参加者の状況といたしましては、回答者の8割の方がセミナーの内容を生活に取り入れており、ストレッチやスクワットの実践、糖質や野菜を意識する食生活へと変化しておりました。今後も働き盛り世代が活用しやすい健康づくり事業を考え、取り組んでまいります。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕若い世代からのいわゆる生活習慣の改善のために行った、冒頭言ったようなところだと思うのですが、参加者も幅広い世代から申込みがあったということだったのです。ただ、今後についてこういったこと引き続きやっていく、いわゆるセミナーやトレーニングする機会を増やすのかというと、そういうことではなくて、食生活や自宅での運動などの意識改革につなげるものだったということだと思うのです。ほかにいろいろやっていきたいということはあったと思うのですが、その上でですけれども、働き世代が活用しやすい健康づくりに取り組んでいかれるのであれば、若い世代の方はその気になれば市外のトレーニングジムとか車で行くのも可能かなと思うのですが、近くで気軽にトレーニングジムに通うなんてことは今赤平市ではできないということだと思うのです。

そこで、次の質問をしたいのですが、要旨の2です。先月の住民懇談会の中でもあったと思いますが、市内にフィットネスジムなど、そういった機能のある施設を求める声がありました。現状ジムを利用したいと思って今言ったように滝川や歌志内等に行かなければならない状況だと。私自身も保健指導で運動するように勧められ、ジムに行っただろうかと言われましたが、滝川のジムを勧められました。仕事終わりに車で通うことなど考えると、なかなか気が進まないなということもあり、本来そういうのは駄目なんでしょうけれども、しかし市民の方々であるとか市職員の方々にお話を伺うと、結構市外のジムに通っていらっしゃる方いらっしゃるのです。かなり多いなという印象を受けました。つまりこういったことの需要は赤平市においてもあるのだなということをおっしゃったのです。住民懇談会での市民の方の意見というものも決して思いつきとか、そういったものではなくて、そういった背景があるからこそではないかと私は思うのです。確かに実現するためには様々な課題や財政的な問題、こういったのあるとは思いますが。そのとき畠山市長、多分はっきりした答

えされていなかったと思いますが、例えばですけれども、トレーニング機器についてはふるさと納税など活用して購入できると、インストラクターについては地域おこし協力隊等で募集をしてみると、市内の公共施設や遊休施設などを活用すれば財政圧迫せず、実現は可能なのではないかとというのが私の考えですが、この点についての考えを伺います。

○議長（竹村恵一君） 教育長。

○教育長（高橋雅明君） トレーニング機器設置とインストラクターは地域おこし協力隊等を活用した取組についてであります。議員ご指摘にありましたふるさと納税につきましては全体的な事業を考慮し、適切な財源充実に努めているところであります。機器設置については、安全面やランニングコストも含め、総合体育館と考えるところでありますが、現在トレーニング機器を設置するスペースを確保することは困難であると考えております。また、ほかの公共施設や遊休施設の活用につきましてもある程度のスペースが必要であり、ランニングコストのことも併せますと非常に難しいと考えているところであります。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕社会体育になるということで教育長から答弁いただいたと思いますが、ふるさと納税でというのはまず適切な財源充当という考えだと、ランニングコストと今は施設ですか、適当な施設がないのではないかと、そういったことが非常に難しいという答弁だったと思うのです。ふるさと納税については、寄附される方の目的、市民自らのまちづくり活動でもその他のまちづくりでも用途を指定しないでもどれでも当てはまりますし、市民要望を実現するために機器を購入するというのは問題ないというふうに思うし、経常経費といったことではないので、私はこれは適切なのではないかなと思うのです。ただ、ランニングコストについては、確かに一般財源充てていかなければならないということになりますが、社会体育というよりは市民の健康づくりということで予算化を検討す

ることは可能なのかなと思っておりますし、どちらでもいいのです。正直社会体育でもいいですし、健康づくりでもいいのですけれども、市民の健康を考えた取組を行えないかということなのです。施設については、私も適当なところがないから新しく建てるとまでは当然言いませんし、そういうことを求めているわけではありませんが、多くの施設が今も利活用面で進んでいないという現状もありますし、例えば民間の企業の施設を貸していただくなど、そういった協議も選択肢としてあるのではないかと。住民懇談会での市民の意見に対して最初から課題を並べて難しいという姿勢ではなく、もっと希望を持たせてほしいというのですか、そういうふうにするわけですか。そうしなければ、市民の方向も意見してくれなくなってしまうのではないかと思います。仮にどうしても難しいということであれば、例えばコロナ禍の頃から一般に開放されなくなっていると思うのですが、平岸健康倶楽部というところが実は前にはあったと、そういったところにこれから改めて一般開放してもらおうということをお願いしてみてもどうかなどいろいろあると思うのですけれども、まずはその検討だけでもしていただきたいと思いますというわけですか。政策判断となるので、ぜひここは市長にお答えいただきたいのですが、考えをお伺いしたいと思っております。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 住民懇談会の中でもご意見をいただきましたが、市民の健康に対する関心の高さを改めて感じたところでございます。そのことも踏まえて議員からご指摘いただきましたが、民間フィットネスジムの利用には利用者の安全確保や、また利用者による事故が発生した場合には法的な問題ですとか、費用負担など様々な課題があるものと考えております。しかしながら、市民の皆様の健康増進は、市といたしましても重要なものというふうに考えておまして、これからは様々な施策に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員、この質問に対す

るコメントであれば続けていただきたいと思います。次に移るときに休憩取りたいと思っております。木村議員。

○1番（木村恵君） [登壇] もともと様々なこと取り組んでいかれるということだったのですけれども、例えばトレーニングジムをとということではなく、それ以外というふう聞こえるのですが、もともと一般の方も利用できたところに、民間の話でいえば、もう一度民間の一般開放お願いしてみてもという話をしたので、以前開放されていた場所ですから、利用者の安全とか事故とか法的な責任とかというのは行政側にはないのではないかなと私は思うのです。先ほど民間の協議というのは、公共施設がどうしても使えないと、場所がないということであれば、民間の施設を借りて、そこでやるなどのこともできるのではないかと。そうなった場合には、公的な責任等々というものはあるのかなとは思いますが、いずれにしても需要があるにもかかわらずできる方法を模索せず、頭から難しいという姿勢だとちょっと理解に苦しみますと、私は。

ライザップのセミナー、幅広い世代から応募があったということさっきあったのです。これが実現すると、幅広い世代の交流の場というのがつくれるのかもしれないと。沼田町で地域おこし協力隊の方が世代間交流の場をつくったなんていう記事も見ましたが、そういったものに匹敵するような場所つくれる可能性もあるのではないかと。先ほど地域おこし協力隊でインストラクターの募集もできるのではないかって私言ったのです。そこは否定されておりましたが、地域おこし協力隊の活用についても市民の方々や市議会でも指摘があります。今回の提案のように、各部署でいろんな企画を出して専門職を協力隊で募集するというやり方をすれば、多くの協力隊の方に来てもらえるのではないかと。そういう自治体というのは、すごく元気のある自治体に映るわけですか。こういった取組が今弱いことも何かと課題ありきでやってみようというチャレンジする空気が、そういったものが役所内に出てこない、そう

いうことも要因の一つではないかと私思っています。昨日の行政常任委員会で第3期の総合戦略、まちづくり市民会議の中で意見があり、協力隊の活用事業を進めるということを知りました。いいことだと思います。ただ、SNSの活用とかだけではなくて、今言ったようなこういう専門職を募集してみるとか、各課でアイデアを全庁的に募って協力隊活用していくということも必要だと思いますので、この機会にご指摘をさせていただきたい。このフィットネス事業もぜひ前向きな検討を強く望み、この質問を終わります。

○議長（竹村恵一君） それでは、暫時休憩といたします。

（午後 0時27分 休憩）

（午後 1時10分 再開）

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 件名の2、ジェンダー平等について、項目の1、パートナーシップ宣誓制度について、要旨の1です。昨年9月の第3回定例会でも質問で取り上げたこのパートナーシップ宣誓制度、この導入自治体はこの1年間で全国で328自治体から459自治体へ131自治体が増えました。北海道でも8自治体から27自治体、19自治体増えているということです。近隣では、滝川市や深川市が導入をしております。昨年の答弁では、学校生活での対応、公共サービスや施設の在り方など性的マイノリティーの対応は多岐にわたることから、それらと併せて検討していくということでした。その後の検討内容と導入に向けた考えを伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） パートナーシップ宣誓制度の検討内容と導入に向けた考え方についてでございますが、性的マイノリティーの方の気持ちを受け止める取組としてカップルに対しまして婚姻相当と認めるパートナーシップ宣誓制度は全国はもちろんであ

りますが、空知管内でも3つの自治体が制度を導入し、また管外では自治体間で連携し、同一の制度内容の要綱を制定するなど道内各地でその輪は広がっております。本市におきましては、人権擁護の観点からも制度の導入に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 この制度導入で困る人はいないと思うのです。今まで性的少数者だったという理由で受けられなかった行政サービス、市営住宅の入居であるとか、住民票の続柄記載であるとか、医療機関での病状説明、面会、税証明等の申請、保育施設の申込み等々ありますが、こういった行政サービスを受けられるようになるだけだと思うのです。困る人がいないから、これだけ急速に導入自治体が広がっているのだと思います。これ首長の政策判断と申しますか、言い換えればやる気一つで進むのではないかと思いますので、今制度導入に向けて取り組むことが明言されました。来年度早い段階での導入を期待して、質問を終わります。

件名の3です。空き家対策について、項目の1です。特定空家及び管理不全空き家の認定について、要旨の1です。2015年の施行の空家等対策特別措置法、これにより赤平市でも空家等対策計画が策定され、空家等の適正管理に関する条例が制定されております。この法律では、放置すれば倒壊など著しく保安上危険となるおそれのある空き家は特定空家に指定されることとなり、条例第9条においてその認定を定めています。これまでに特定空家の認定は何件あり、助言、指導、勧告等に至った件数は何件あるのか伺います。

○議長（竹村恵一君） 市民生活課長。

○市民生活課長（斎藤政弘君） 特定空家等の認定件数及び助言、指導、勧告に至った件数についてでございますが、空き家対策に取り組む支援等を目的としました空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されたところであり、昨年12月には、空き家等の活用拡大、管理の確保や特定空家等の除去等

に総合的に取り組むための特別措置法の一部改正に伴い条例の改正を行ったところであります。そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、そのほか周辺の生活環境の保全を図るため放置することが不適切である状態と認められる空き家等で、認定に当たっては赤平市空き家等対策協議会の意見を聞かなければならないとされており、現在まで認定したケースはございません。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 認定がないということでした。助言、指導、勧告も当然ないということになると思うのです。認定がないということについてですけれども、事案の発生はあったが、認定に至らなかったのか、そもそも事案の発生がなかったのかお伺いします。

○議長（竹村恵一君） 市民生活課長。

○市民生活課長（斎藤政弘君） 管理が行き届いていないと判断した場合は、所有者に対しまして所有者責任を認識してもらうため現状把握として電話連絡や通知文などを入れております。改善されず危険と判断した場合には、市として周辺に影響が出ないように緊急安全措置を講じていることから、事案の発生までには至っておりません。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 事案の発生には至っていないということです。赤平市空き家等対策計画では、事案の発生があり、現地及び所有者の調査、そして改正前は特定空家の認定というふうになっていき、助言、指導が行われ、そして勧告になり、命令がされると、最終的に代執行等になるというのが流れなのです。しかし、今の答弁でいうと、管理が行き届いていない状態の家が発覚した際に所有者に連絡を入れて改善してくださいと、だけれども改善が見られないというときで危険だと思った場合は緊急措置を行政側で講じているということだったと思

うのです。そうすると、計画上の解釈でいえば、事案は発生しているのだけれども、いわゆる認定までに至っていない、協議会等の意見を聞いていないということになるのが正しい説明になるのではないかと私は思うのです。つまり担当職員の努力もあって認定などにも至っていない、危険を回避しているというのが実情なので、これは評価されるべきことではあると思いますが、私もやみくもに特定空家に認定したほうが良いと言っているわけではないのですが、認定されるかされないかで大きく違いがあると。最大の違いは何なのかということになりますが、それが次の質問なのです。

要旨の2です。特定空家に認定されると、固定資産税の特例が受けられなくなる場合があります。固定資産税の特例というのは、住宅政策上の見地から居住の用に供する住宅用地について税負担の軽減を図るために設けられた措置であり、土地が住宅用地に該当する場合には200平米以下の小規模住宅用地は固定資産税の課税標準の6分の1に減額されるというものです。簡単に言えば、家が建っていれば固定資産税は更地のときの6分の1ですよということだと思います。それで、これが空き家が放置される原因の一つだということで、危険が生じても改善されない、こういう状況続いていることから、特措法で特定空家に認定をし、勧告を受けた段階でこの特例の適用対象外になるということになっていると思うのです。要旨2、通告では、これまでにこういったことに該当した事例あるかということをお伺いしているのですが、認定がないわけですから、当然勧告もなく、特例適用対象の除外もないという答弁になるのは明らかで、今回この答弁はもらわず、そのまま次の質問に移りたいと思います。

要旨の3です。昨年12月に同法律の一部改正に伴う条例改正が行われました。管理不全空き家というもの新たに定められたということです。これは、適切な管理が行われていないことにより、そのまま放置すれば特定空家に該当するおそれがある状態のものを指し、認定されると指導、勧告、その後特定

空家の認定となるものです。今般の改正でこの管理不全空き家に認定され、勧告を受けた時点で固定資産税の特例、先ほど言ったものですが、これが受けられなくなることになります。つまりより早い段階で対処していくことを促すため、特例適用対象から除外されるということになるわけです。全国的に空き家対策が進んでいないということの表れだと思いますが、やはり空家等対策協議会で特定空家の認定に対してさっき言ったように行政代執行等につながるなどのことも含め、慎重論があるということもあるのではないかと思います。私も赤平市の空家等対策協議会立ち上げ当時の協議会に入っております。こういった議論があったことを記憶しております。そこでですが、よりハードルが今低くなっています、この管理不全空き家というもの。これについてですが、現時点で該当した事例はあるのか伺います。

○議長（竹村恵一君） 市民生活課長。

○市民生活課長（斎藤政弘君） 管理不全空き家等に該当した事例についてでございますが、昨年法律改正で新設された管理不全空き家等は木村議員がおっしゃるとおり特定空家等よりハードルが低くなります。管理不全空き家等とは、特定空家等になる前の適切な管理が行われていないことから、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態と認められる空き家等を指します。多くの空き家が該当する可能性があります。管理が行き届いていないと判断した場合は、繰り返しになりますが、所有者に対しまして現状把握をしてもらうため電話連絡や通知文などを入れて、改善されず危険と判断した場合はほかに影響が出ないよう緊急安全措置を講じていることから、管理不全空き家等に該当したという事案は現在はありません。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 多くの空き家が該当する可能性があるという中でですが、全国的に見ても平成27年5月から令和5年3月まで約8年間です。特定空家の認定がされたもののうち勧告され

たものが417市町村で3,078件、命令が382件、180自治体、行政代執行に至ったものは180件、129自治体というふうになっております。このことから、大部分が措置を受ける前の段階で恐らくですが、自治体職員の対応等で危険を回避しているのではないかとということが想像されます。そこで、今回改正となったと思うのですけれども、今の答弁によるとハードルが下がって多くの空き家が該当する可能性があるけれども、先ほどと同様の対応を取っているので、該当事例はないということだったと思うのです。自治体職員の方々の努力というのは、繰り返しになりますが、評価に値するというふうに思います。しかし、その自治体職員の方々の努力のみによって危険が回避されているのであって、法律やその後の法改正の意味、あるいは空家等対策協議会の設置などにも意味がなくなっているのではないかとということが懸念されると。繰り返しになりますが、やみくもに認定、勧告すべきとまでは言いませんが、法の趣旨に基づき空き家の利活用を促進するためにもここは適切に取り組んでいく必要があるのではないかと、このことは指摘をしておきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。件名の4です。新たな財源確保の考え方について、項目の1、法定外税について、要旨の1です。地方団体は、地方税法に定める税目、法定税以外に条例により税目を新設することができます。平成12年の地方分権一括法による地方税法の改正により法定外普通税の許可制、これが同意を要する協議制に改められるとともに、新たに法定外目的税が創設されました。最近よく聞く宿泊税というのもこれに当たります。法定外普通税では、福岡県太宰府市では歴史と文化の環境税、これはいわゆる駐車場税ということになります。岐阜県でも同様の法定外目的税がある。ほかにも静岡県熱海市は別荘等所有税、これは住民登録、市県民税の申告のない所有者に対する法定外普通税です。このように全国各地の自治体で法定外税が導入をされております。先ほど空き家の固定資産税の特例適用対象除

外、このことについてやり取りをしましたが、先ほども述べたように協議会の認定等一つのハードルとなっているだろうと。これは、赤平市のみならず全国的な課題だろうと思います。適切に取り組んでいくことを望むのですが、ここで一つの例として京都市の例を挙げたいと。京都市では、非居住住宅利用促進税条例、こういったものを制定し、令和8年以降導入する予定だということなのです。いわゆる空き家税というものになります。空き家問題の解消、利用促進にもなり、さらに新たな財源確保となるであろうこの法定外税、検討してみてもどうかと思いますが、法定外税の導入についての考えを伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 法定外税の導入についてでございますが、法定外税は地方自治体が独自の財源を確保し、地域特有の行政サービスやインフラ整備を行うためであり、自治体ごとの経済状況や住民サービスに応じて多様な税制を柔軟に設定することで地域の活性化や福祉向上を目的としております。法定外税には、大きく分けて目的税と普通税があり、目的税は特定の目的に資金を充てるために課税される税で、例えば観光振興や環境保護のための税金がこれに該当し、普通税は特定の目的を定めず地方自治体の一般財源に充てられる税金であり、代表的な法定外税には宿泊税や環境税などがあります。全国的にも22の市町村が様々な取組を行っており、さらに京都市による空き家等の流通と利活用を促進するため非居住住宅利活用促進税条例を制定し、令和8年以降に課税開始予定となっております。空き家であっても固定資産税は課税されますが、それにプラスして非居住住宅利活用促進税、いわゆる空き家税を課税するということであり、これにより空き家問題の解消、利用促進につなげようとするものであります。それらも含め、議員ご提案の法定外税の導入につきましても慎重に考えていかなければならないものと思っております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君） [登壇] 慎重に考えていか

なければならぬということ。特に空き家といっても固定資産税がかかっている、さらに空き家税をかけるという点なのかなというふうに思いますが、この法定外税というのはまず増収の効果が大きい。なぜなら、法定外税の増収分は、地方交付税の減額対象ではないということです。幾らこの部分で増収が増えても交付税減るわけではないということ、さらに課税によって政策誘導ができると。今言った空き家でいえば、利用促進、危険な空き家の解体など空き家対策を進める一助になるということ、そして最後に市民以外から徴収できるということです。中には空き家の持ち主の中に市民の方いるかもしれませんが、京都の条例なんかでは住民登録者は除外をされております。赤平市の空き家もほとんど、ないとは言いませんが、市民以外の方のものではないかと。住んでいないから、空き家なわけですから、そういうことになるのです。つまり増収効果が大きくて政策促進につながって市民負担がないということなのです。厳しい財源により市民要望をかなえることが難しいというようなことがあるのであれば、なおのことこういった法定外税の導入については検討、研究していくべきだと思います。

今103万円の壁の見直しによって地方自治体も増収減、それによって行政サービス低下が懸念されるというニュースが頻繁に出されております。基本的に所得が増えるわけですから、この見直し自体反対の人はいないと思うのですが、増収が減ることについてどうするかというところが問題かなと。増収が減ることについて国や自治体がどう負担をしていくのかという議論をしっかりとしないといけない問題だと思っているのですが、第一義的には私はもちろん国だと思っています。しかし、仮に国が自治体で何とかせよと言った場合、これによって地方自治体が必要な行政サービスを低下させていくというのは理解できません。事業の精査も必要になる、そう言っておきながらもやはり魅力あるまちづくり、市民の方々の希望に沿うまちづくりにチャレンジする必要もあるでしょう。そして、今言ったような新たな

な財源確保の考え方というものも考えていかなければならないときなのだろうというふうに思います。市民の皆さんが諦めてしまわないような市政運営、こういったものを望み、質問を終わります。

○議長（竹村恵一君） 暫時休憩といたします。

（午後 1時30分 休憩）

（午後 1時40分 再開）

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序4、1、エルム高原施設について、2、高齢者福祉について、3、除雪費助成事業について、4、公道のゴミ散乱対策について、議席番号6番、若山議員。

○6番（若山武信君）〔登壇〕 議席番号6番、若山武信です。通告に基づき、一般質問を行いますので、答弁のほどよろしくお願いたします。

件名1、エルム高原施設の改修についてであります。項1、露天風呂の改修について。私にとってかつて3年半勤めました赤平市保養センターでありますエルム高原温泉ゆつたりの露天風呂改修は、20年来の懸案事項でありながらなかなか前に進みません。このたびは、赤平振興公社による特定の使い方を示して寄附金を募るガバメントクラウドファンディングを活用した対応はいかがかなと、この思いで社長である副市長に一般質問する予定でございましたけれども、9月の第3回定例会での同僚議員による一般質問にて露天風呂改修工事の実施計画が判明いたしました。

そこで、露天風呂の改修工事について改めて伺いたいと思うところがございますけれども、残念ながら午前中に同僚議員が前段で行った質問と全く重なる部分がございますので、本当に残念であります、答弁省略で要望のみとさせていただきます。要望として、将来的なメンテナンスやコストも含め、今後の検討に期待するところがございますけれども、このたびの大改修工事計画、予算面に気を遣いながらもすばらしい風景がベースとなっておりますエルム

高原温泉、ここにふさわしい改修露天風呂、近隣からもすてきな休息所と言われる仕上げになるよう最善を尽くしていただくことを要望して、この項の質問を終わります。

続きまして、項2、宿泊施設についてであります。今年10月の赤平市制70周年のイベント、パネルディスカッションの中で赤平市出身の俳優、タレント、映画監督でもあります鈴木貴之氏がエルム高原の景観のすばらしさを絶賛しておりました。そしてまた、同席の女性コメンテーターからは、ゆつたり温泉における宿泊施設の必要性について触れておりました。宿泊施設の要望は、今までに個々に何度か聞いておりますけれども、温泉施設が来年設立30年の節目となる中で宿泊施設の必要性について今後どうするのか、改めて市長の考え方を伺いたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） エルム高原の宿泊施設ということでございますが、温かい温泉につかってゆっくり休みたい、そのまま御飯を食べて泊まりたいという気持ちはよく分かります。以前にもご質問があったかというふうに思いますが、宿泊施設となると収益性の観点からも非常に厳しい状況であるとお答えさせていただきました。ゆつたり温泉の施設の中に宿泊施設というふうになりますと、施設管理の職員配置ですとか、入浴施設の管理の問題などもございまして、費用対効果も含めて考えますと、難しいところであるというふうに考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 若山議員。

○6番（若山武信君）〔登壇〕 私も温泉に直結した宿泊施設については固定費用がかかり過ぎると。私も経験上といいますか、昔から反対の意見でございまして、現在6棟あるケビン村虹の山荘宿泊施設の一部改修や対応についてはいかがでしょうか、考え方を伺います。

○議長（竹村恵一君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（磯貝直輝君） ケビン村宿泊施設につきましては、私のほうから説明させていた

できます。

現在エルム高原に6棟あるケビン村虹の山荘は、主に家族やグループでご利用いただいておりますが、既に30年近くたっており、古さを感じるものと思っております。ケビンの使い方につきましていろいろと検討している最中でありまして、例えば友達同士なら1階をみんなで使えるように共有ラウンジとしてお食事だったり、テレビを見たり、ゲームをしたりというところで使っていただき、また2階のスペースにつきましてはカプセルホテルのように幾つかのスペースで仕切ってプライベートな空間を創出してインバウンドやビジネスなどより広い範囲のお客様にご利用いただけるよう検討を進めていきたいなというふうに考えております。

○議長（竹村恵一君） 若山議員。

○6番（若山武信君） [登壇] ただいまの答弁ですが、本当に具体的です。現状に合った発想といえますか、着想といえますか、そんな思いでありますので、ぜひ前向きな検討よろしく願いいたします。

また、オートキャンプ場でありますけれども、ここにも宿泊施設がありますが、これらの改修についてはどのように考えているのか、方向づけも含めてお願いいたします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） オートキャンプ場のコテージにつきまして老朽化対策や害虫対策など、使い勝手のよいものになるよう検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 若山議員。

○6番（若山武信君） [登壇] 今の答弁では、具体的な内容がなかなか出てこない。まだ検討中ということでありましょうから、その辺は理解するところでありまして、両宿泊施設も30年の歴史を経てきました。改修に当たっては、現代風のセンスと知恵を出し合って新しい宿泊施設として再出発していただくことを要望して、この項の質問を終わります。

項目3、エルム高原の景観整備についてであります。エルム高原施設建設以来、来年で30年を迎えるわけでございますけれども、長い間に当初より自然林の眺望が少しずつ変わってきております。私も最初見たときからもう25年過ぎました。温泉下キャンプ場の伸び過ぎた木々は、以前よりの景観を損ねております。間引き伐採が必要ではとありますが、今まで以上に自然の美しさを強調したPRがそういうことでは可能でないのかなと思っております。これら自然林に対する景観整備についての考え方を伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） エルム高原家族旅行村のキャンプ場の林間エリアの樹木につきましては、他の施設と同じように長い年月がたっており、成長して大きくなっております。ここ数年で幹が枯れて折れたり、強風や雪の重みなどで倒れたりすることもあり、今年の春先には危険な箇所を目視でチェックし、伐採してきたところであります。家族単位のキャンプからソロキャンプなど、多くの方にご利用いただいておりますが、景観のよさから林間エリアであるふれあいの森を選ぶキャンプ上級者もおられます。キャンプブレイクのときには、ステージからも近いこともあり、人気のエリアにもなっております。今後も景観や林間エリアの雰囲気大切にしながら、安全管理の面からも樹木の剪定や伐採など計画的に行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 若山議員。

○6番（若山武信君） [登壇] そういう部分では、今年9月にジャズを中心としたイベント、赤平キャンプブレイクという音楽祭が開催されました。札幌を中心とした各地方の音楽ファンが多数エルム高原に集まってきました。今年で3年目を迎えたこととございまして、そのときのアンケートによりますと、エルム高原の自然環境は幌倉川を挟んで2種類のキャンプ場があり、イベント会場や温泉施設なども含めた環境は大満足、これが68.2%、

やや満足が30%、普通ということが1.8%で、約98%以上の方々に高い評価をいただきました。本当にうれしく、ありがたいことでもあります。今回の大改修は、自然をも含めての事業となるようでございますので、赤平の数少ない観光の名所として存在感のある事業に仕上げていただきますことを強く要望し、この項の質問を終わります。

項4、過疎債の適用範囲についてであります。諸物価高騰の中での改修事業であり、資材費、人件費、その他費用を含め、予算確保は通常より大変かと思いますが、このたびの改修予算総額は幾らほどに見積もり、過疎債はどの程度まで適用になるのか、これを伺っておきたいと思っております。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） エルム高原施設の改修事業について予算の総額と過疎債の適用ということでございますが、エルム高原施設につきましては既に供用開始後29年が経過しております。特に保養センターゆったりは、平成30年度に行った施設機能診断にて経年年数相応の劣化が報告されており、建築設備の各部材や機器類についても耐用年数を迎えております。令和2年度に策定した赤平市個別施設計画でも10年以内に設備類を主とした改修の実施を位置づけており、このたび老朽化の改善と施設の長寿命化を図るための改修を行うものでございます。加えて、第6次総合計画や第2期総合戦略でエルム高原施設の有効活用ということが掲げられております。エルム高原の壮大な景色や自然環境を生かし、市民や市外からのお客様も気軽に楽しめる施設となるよう基本設計を進めているところでありますが、改修予算につきましては現在基本設計の最中でございますが金額はまだ確定しておりませんが、工事費、諸経費等の物価高騰の影響もあり、近隣施設で数年前に行われた工事よりは大きな金額となることが予想されております。当然大きな工事となりますことから財源の確保が条件となりますが、過疎対策事業債の適用範囲につきましては施設本体の耐用年数が延びない単なる維持修繕のみとみなされれば起債対象とは

ならず、耐用年数が延びる、もしくは機能アップが図られるような内容が含まれば起債対象となるものと考えております。

○議長（竹村恵一君） 若山議員。

○6番（若山武信君）〔登壇〕 まだすっかり決まらない中での答弁でありますので、一定程度の理解はしたいと思っております。温泉を中心としたエルム高原施設、早くも今29年の話でありましたけれども、来年30年を迎えますけれども、赤平唯一の保養施設であり、観光施設でもあります。これからも市内外に幅広くPRし、今以上に集客するためにも過疎債の有効活用に知恵を絞り、すてきな施設となることを期待し、この項の質問を終わります。

件名2、高齢者福祉についてであります。項1、高齢者世帯への見守り拡充について。最近私の町内で警察の人が電話連絡がつかない高齢者の身内からの連絡にて自宅の窓ガラスを割って侵入、住んでいる人の死亡を確認するという現象がありました。パトカーを先頭に救急車、消防車が到着、そして時間を置いて遺体検視、搬送の警察車であります。死因は、病死のようでした。どうなったのか外で見守る隣組の人には一切の説明もなく、葬儀は少数の身内が自宅で済ませ、新聞にも載りませんでした。全国的に孤立死、孤独死が増える傾向にあり、当市議会でも過去に種々議論されてまいりました。警察が窓ガラスを割って侵入するケースはまれなことではありますが、これからはこのような事態が増えてくることかと思われます。最近、特に親戚との行き来が疎遠となっている傾向がありますが、今後は自分の死後のことも真剣に考慮し、隣組や信頼できる知人、友人との連絡を密にすることが今まで以上に大切ではと考えます。民生委員のいない町内も増えつつあり、市民個々のつながりの下、地域における助け合いが今まで以上に必要になってきたのではないのでしょうか。ちなみに、宮下町に民生委員はおらず、そのことを嘆く声も二、三あるわけでございます。高齢者世帯、特に独居高齢者世帯への見守りの拡充が急務かと思われますが、行政と町内会の連携も含

めた対応についていかが伺います。

○議長（竹村恵一君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（高橋脩君） ただいまの質問、私のほうからお答えをさせていただきたいと思いません。よろしく願いいたします。

高齢者世帯への見守りの拡充についてでございますが、現在赤平市では3つの見守り事業を実施してございます。1つ目は、電話サービス事業として電話による定期的な安否確認、相談サービスを実施しながら日常の不安などの解消に努めています。2つ目は、食の自立支援事業といたしまして配食サービスを行っておりますが、食生活の改善と健康増進を図りながら安否確認に努めているところであります。3つ目は、モバイル型緊急通報システム事業といたしまして高齢者や障がい者などに対しまして急病や災害などの緊急事態に迅速かつ適切に対処しております。

さて、民生委員の欠員に対するご指摘をいただきましたが、赤平市民生委員、児童委員の定数は現在48名、また主任児童委員3名の合わせて51名となっております。令和5年5月現在では、民生委員、児童委員数は37人、主任児童委員1名となっております、定数51名に対しまして13名の欠員が生じているところであります。こうした事態を受けまして、まずは理事会の皆様へ欠員地区における適任者についての情報収集や各町内会長様宅へご訪問させていただきながら呼びかけを行ってきたところであります。その結果といたしまして、7月17日付で3名の方が新たな委員として現在ご活動いただいているところでございまして、今後さらに2名程度ご推薦をいただける予定となっております。

そこで、行政と町内会の連携も含めた対応についてでございますが、議員が言われます町内会を含め、欠員地区の町内会に対しまして民生委員、児童委員並びに主任児童委員の必要性と適任者のご推薦につきまして引き続き理解を求めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（竹村恵一君） 若山議員。

○6番（若山武信君） [登壇] 今の説明の中で赤平市の民生委員、児童委員数、令和6年5月現在ということで定数51名に対し13名の欠員で、7月17日付で3名が補充され、あと2名が予定されているとことございまして、そういう意味では民生委員充足に非常に日頃から努力されていることに本当に理解するところでございます。私は、課長歩き回っている部分についてはあちこちで耳にしておりますので、そのとおりだと思っております。民生委員の必要性が問われている中でまだまだ不足とことになります。

そこで、次の関連質問に移ります。項2、民生委員の確保についてであります。国立社会保障・人口問題研究所、社人研と省略されておりますけれども、この社人研が2050年に北海道内の高齢世帯の5割近くが独り暮らしになるとの見通しを示しました。このことから、上記の内容を基に独居高齢世帯支援に難題、孤立死、孤独死、安全網の危機と、このように大きな見出しで新聞紙上にも掲載されたところでございます。民生委員は、独り暮らしの高齢者宅を訪問し、悩みを聞き取り、行政や福祉サービスに橋渡しをしたり、日常生活の手助けをしたりする役割も担っております。反面、独居世帯の増加に伴い民生委員を必要とする人は増えておりますけれども、成り手は減少の一途をたどっているわけでありませぬ。当市もここ数年民生委員の成り手不足が深刻となっておりますが、その厳しさは増してきております。今後の民生委員確保の考え方について改めて伺います。苦勞された分については分かりますけれども、続きがありますので、よろしく願いいたします。

○議長（竹村恵一君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（高橋脩君） 関連した質問でございますので、再び私のほうから答弁させていただきたいと思いません。

今後の民生委員の確保の考え方についてでございますけれども、対策の一つにまずは毎月定例で行っております民生委員児童委員協議会理事会の中で欠

員地区内におきます潜在的な候補者などを各理事の皆様へ呼びかけをしてございます。その中で情報いただけた後に社会福祉課のほうで面談をさせていただきながら、民生委員、児童委員の活動についてご説明をさせていただいてございます。その後お引受けいただけることにつながりましたら、当該町内会長様に推薦依頼をさせていただき、最終的な審査機関といたしまして民生委員児童委員推薦会にて適任者の可否について審議いただくこととなっております。今後におきましても町内会や社会福祉協議会などと情報を共有しながら、成り手不足の解消に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（竹村恵一君） 若山議員。

○6番（若山武信君）〔登壇〕 民生委員の確保は、福祉対策上行政と町内会との連携に欠かせないことであります。町内会の合併により、担当範囲が増えることも出てきたり、また他町内会役員との兼務も出てきたりすることが、これも想定されます。実際に今も行われているかと思えますけれども、現状と今後の体制を考えたときに手当などの条件アップ等についての考え方があれば伺いたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（高橋脩君） 再び私のほうから、関連いたしますので、お答えさせていただきます。

民生委員法第10条に民生委員には給与を支給しないと、こう規定されておりますので、無報酬となっております。しかし、民生委員活動には当然交通費などがかかりますことから、実費弁償といたしまして活動費というものを支給させていただいております。したがって、民生委員法では手当はございませんので、何とぞご理解をいただきたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 若山議員。

○6番（若山武信君）〔登壇〕 法的な規定はあるとしても各自治体の任用事情により、独自に活動費などの上積みが可能ではないかと、私も安易な質

問でしたけれども、全くのボランティア活動でしかないということを改めて認識いたしました。本当に民生委員の方々には改めて敬意を表するところでございます。今後高齢者の日常的な見守り、これはますます必要になってまいります。そうしますと、成り手不足の民生委員任せにするのではなく、公的サービスに移行していく議論が必要ではないかと、こんなふうにも思っています。例えば会計年度任用職員の協力いただきまして任命し、民生委員の補助的任務をしてもらうこととした場合、これは若干の報酬を支払うことも可能になるかと思えますが、この辺の考え方がいかがでしょうか、伺います。

○議長（竹村恵一君） 総務課長。

○総務課長（櫻庭敏夫君） 民生委員の職務である高齢者の日常的な見守りを公的サービスとして会計年度任用職員による対応は可能かといったご質問かと思えますけれども、現在会計年度任用職員の採用は人手不足により苦慮している状況でございます。人口減少が予想される中、このような状況は今後も続くものと思われます。議員ご提案の会計年度任用職員に民生委員の補助的任務をってもらうことは、人手不足や財政的な面からも難しいものと考えております。

○議長（竹村恵一君） 若山議員。

○6番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの答弁、そちらの担当課が替わっても人不足ということで難しいという話ですが、そういう意味ではどこ行っても正職員だけでなく任用職員も足りないということになるのかと思えますので、そういう意味では理解するところでございますけれども、しかし高齢者の日常的な見守り、これについてますます必要になってまいります。そうしますと、様々な関係機関と全市的に見守る体制づくりなどの議論が必要ではないかと思えますが、全市的にという部分でこれはいかがでしょうか。

○議長（竹村恵一君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（高橋脩君） 全市的に見守る体制づくりについてというご質問だったと思えますが、

本市といたしましてもより多くの目で見守ることが必要であると考えております。議員からのご提案も踏まえまして、エリアサポーターの皆様や各町内会の皆様、民生委員、児童委員の皆様のほか、高齢者のための地域の見守り活動に関する協定を締結しております民間事業者と全市的な見守り体制の構築ということも今後必要になってくるものと考えているところであります。

以上です。

○議長（竹村恵一君） 若山議員。

○6番（若山武信君）〔登壇〕 ただいま全市的な見守り体制の構築ということも必要になってくるとの答弁がありました。あらゆる知恵を絞りながら、高齢者への見守り体制を確立していただきますことを強く要望いたしまして、この項の質問を終わります。

項3、高齢者の熱中症対策についてであります。全国の熱中症患者は、今年8万5,475人で過去最高となりました。北海道は、比較的少なかったようですが、この問題は地球の温暖化の一因として来年以降も心配されることであります。高齢者の熱中症対策については、私が令和5年第4回定例会、今年の第2回定例会でエアコン設置費助成について質問いたしました。納得のいく内容ではありませんでした。前回熱中症対策の再質問の答弁に、75歳以上の高齢者は約1,000世帯、助成金5万円とすると約5,000万円必要、ガンバレ応援基金も恒久財源ではないとの認識も必要で、様々な角度から検討するとの答弁がありました。また、再々質問にて1世帯5万円を助成するとした場合、約5,000万円の予算がかかることとして実現不可能とするのではなく、3万円の助成金と社協の無利子貸付金3万円を利用し、購入してほしい旨の行政からのタイアップがないと駄目で、市民の理解と協力で実現可能な工夫も必要ではと提案型で私の考え方も述べましたが、答弁は近年の命に関わるような暑さへの対策なので、提案内容も踏まえ、今後も検討していくとのことでありました。その答弁のその後の検討状況を伺いたいと思

います。よろしく申し上げます。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 高齢者の熱中症対策についてでございますが、その後におきましても検討はしてきたところでございます。若山議員からご提案のありましたエアコン設置に係る助成金額を3万円とした場合、1台約20万円がかかることを想定しますと、社会福祉協議会の貸付制度を利用されたとしても返済が必要となり、市民のご負担が大変多くなってまいります。また、市民のご負担を軽減するため助成金額を5万円まで引き上げますと市の財政負担も大きくなり、難しいものと考えているところでございます。しかしながら、近年の命に関わるような暑さへの対策につきましては、引き続き検討していかねばならないものと考えているところでございます。

○議長（竹村恵一君） 若山議員。

○6番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの答弁によりますと、近年の命に関わるような暑さへの対策については引き続き検討していかねばならないものと考えているとのことですが、それは大切なことであります。しかし、答弁の前段では、市の財政負担が大きくなる、難しいものと考えているという、その旨の内容でございます。言うなれば、個人居宅へのエアコン設置は困難であるとの判断が示されたわけだと思っています。高齢者の熱中症対策について過去にいろいろと議論をさせていただきました。私は、今でも高齢者への熱中症対策は絶対に必要であるとの考えに立っております。予算上居宅への対応が不可能ということであれば、市民の憩いの場として、かつ見守り可能な各町内会館等へ冷房装置を早急に設置すべきと考えております。市長の考え方について伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 各町内会館等への冷房装置の設置についてでございますが、議員ご提案にありました各町内会館等へのエアコンの設置については電気代の負担も増すことから、各町内会の意向も確認

し、今後前向きに検討してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 若山議員。

○6番（若山武信君）〔登壇〕 ただいま前向きな答弁をいただきました。何回も議論しながら、前向きな答弁が出てきたなと思います。ただ、電気代の負担についてでありますけれども、電気代の負担増を懸念してエアコン設置をためらう町内もこれまた出てくるのではないかなということが想定されます。熱中症対策として高齢者の避難が可能な町内会館等へのエアコン設置を強く要望するとともに、夏期間限定の電気料金助成措置の検討も併せて要望いたしまして、25年度の予算編成に位置づけられるようご配慮のほどをお願いいたしまして、この項における私の質問を終わります。

件名3、除雪費助成事業についてであります。項1、除雪費助成金増額についてであります。この項目については、先ほど午前中の同僚議員への市長答弁がございました。全く同じ内容での質問でございましたけれども、新たな財政負担が生じるので、様々な角度から検討していきたいということでありますが、そういう意味では恐らく私も同じく値上げということで2万円を3万円にというふうに質問するところでございましたけれども、あえて言えば私の担当しておりました赤平市身体障害者福祉協会、高齢化のために解散することになりました。この中では、2種6級まで私たちは手当てをしていました。ですから、そういう意味では高齢者だけでなく、障がい者だけでなく、まだまだいる、範囲が広いわけでございますけれども、特に私はこのところの心配があるものですから、特にお願いしたところでございますけれども、今のところは財源問題が含まれておましてなかなか厳しいということであります。市長がそう言われるということは、25年度の予算編成にはちょっと届かないのではないかなと、そんな感じを受けますけれども、しかし現在の物価高騰は長引きますと思いますので、将来的な予算づけに向けてのご配慮のほどをよろしくお願いいたし

まして、この項の質問を終わります。

件名4、公道のごみ散乱対策について、項1、監視カメラ設置についてであります。最近10月開催のある地域の住民懇談会に出席しました。この中でもれび通のごみ散乱についての苦情があり、行政で何とかしてほしい旨の要望がありました。このことは、前にもこの周辺の地域から要請があったところでございます。また、その延長線上にある桜木町の住吉線も過去に市議会で数多く議論を重ねました。この1本2か所のごみ散乱道路、これは多くの市内企業やボランティアの人たちがごみ拾いに長い間汗をかいてまいりました。近年は、赤歌警察署も参加しておりますけれども、何ら変わりません。苦情が多いままに数十年にわたっても解決のつかないこのごみ道路、効果的な対策もないままにこのまま放置しますと未来永劫にごみ道路でありましょう。桜木町のごみ道路は、道道とのことでもあり、数年前に担当課を通し道に直接要請し、道路の一部に防草帯を造っていただきましたが、効果は一、二年でしかなかったようであります。草が両脇から生い茂ってきて3年目には元に戻った、そんな感じでありました。これらへのごみ対策、これはもう監視カメラの設置に踏み切ることではかかないと思っております。過去にも監視カメラの問題いろいろと検討、議論させていただきましたけれども、なかなか話がまとまらなかったと。この監視カメラの設置に踏み切ることではかなくなったのではないかなということ、それとともに北海道や道警とも連携を取りながら、ごみのポイ捨て習慣といたしますか、これは本当に愉快犯がやっていることで、この防止に努めなければならぬと。このポイ捨て習慣をやめさせるために関連地域が一体となって取り組むしかないのではと思いますが、ここで市長の考え方、何回もやり取りしましたけれども、ここまできてですので、市長の考え伺いたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 監視カメラの設置と関連地域が一体となって取り組む考え方についてございま

すが、市道こもれば通や道道赤平滝川線については赤歌警察署のパトロール強化や北海道によります不法投棄禁止の看板設置、防草シートを設置していただくなど様々な対策を講じたところではありますが、春先もしくは草木が枯れた10月末頃は多くのごみが散乱しているのが目につきます。毎年清掃活動に多くの方々のご協力をいただいております箇所でありまして、大変心を痛めているところでもあります。ごみの不法投棄につきましては、社会の一員としてモラル、またマナーの欠如によるものであります。自覚を持って行動していただくことを切に願っているところでもございます。関連地域との取組につきましては、自治体ごとで個別の案件として取り組まれておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 若山議員。

○6番（若山武信君）〔登壇〕防犯上の監視カメラ設置の議論は進んでおりまして、必要に応じ一部には既に設置されておりますけれども、最近民間がクラウドファンディングで基金を集めてさらに防犯体制を監視カメラでしっかりやっというふうで活動しているようであります。しかし、ごみ散乱の対策に関しては、官民ともに進んでおりません。予算もかかりますが、このうちごっこに一定程度の終止符を打つことも必要であります。抑止力も含めての監視カメラ設置の提案でありますけれども、最悪の場合氏名公表などで罰則、罰金などが伴う犯罪としての摘発行為も必要であります。警察や近隣各市との協議を経ながら、この可能性についてどうなのでしょう、伺いたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 関係各市への協力依頼等も含め、監視カメラ設置についての考え方についてでございますが、必要に応じて各市と連携を深めることも大切であると認識しております。また、監視カメラの設置につきましては、これまでも高額であることから設置については現状難しいといった旨答弁させていただいたところがございます。しかし、ここ

数年多くのごみが散乱しておりますし、悲惨な状況を目の当たりにしますと監視カメラの設置を検討していかなければならないというふうに考えております。設置により抑止効果は得られるものというふうに認識しておりますので、赤歌警察署や道路管理者の北海道とも連携しながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 若山議員。

○6番（若山武信君）〔登壇〕ただいま市長の答弁で本当に前向きに今回は考えていただいているなと思っております。道道に赤平市の予算を使うということも私たちには異論もあります。しかし、歯がゆい思いもいたしますけれども、ごみの赤平と、こうならないように監視カメラの設置とともに前向きな検討、対策を強く要望いたしまして、この質問を終わります。

これもちまして私の全ての質問を終わります。丁寧なる答弁ありがとうございました。

○議長（竹村恵一君） 暫時休憩といたします。

（午後 2時23分 休憩）

（午後 2時35分 再開）

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序5、1、今後の猛暑対策について、議席番号9番、御家瀬議員。

○9番（御家瀬遵君）〔登壇〕議席番号9番、新政クラブ、御家瀬遵、通告に従いまして質問させていただきます。答弁よろしく願いいたします。

今年の定例会においても同僚議員が質問しておりますが、財源の問題で市長の答弁は前向きでなかったと私は思います。

要旨1、これから本格的な冬を迎える時期になりますが、近年の異常気象により今年の夏も全国的に記録的な猛暑となり、北海道においても統計開始以降第2位の高温となっております。過去には、北海道は冷涼な地域と言われておりましたが、現在エアコンの普及は急速に伸びているのではないでしょう

か。今年の定例会においても同僚議員が高齢者支援としてエアコン設置費助成において質問されておりましたが、対象とする世帯や財源の問題などがあり、決して市長の答弁は前向きでなかったと私は記憶しております。そこで、私は、高齢者等各世帯の設置助成が難しいのであれば、高齢者等が集まる町内会館等の集会施設にエアコンなどの冷房機器を設置してはどうかということを今回質問させていただきま。老人クラブはもちろんでございますが、各町内会を担う方々も高齢者が多く、会館等は暑く、夏の会合や行事もままならないといった声もお聞きします。昨今では、クーリングシェルターという言葉も浸透しつつありますが、市内に点在する集会施設、町内会館、生活館、寿の家などそれぞれ名称は違いますが、これらの集会施設にエアコン等を設置し、町内会や老人クラブ等健康的で快適に活動できるよう行政として支援できるのではないかと考えております。これから来年度の予算編成に取りかかる時期かと思いますが、ぜひこれらの関連予算を組んでいただきたいと考えておりますが、市長の見解を伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 集会施設等へのエアコン設置についてでございますが、町内会館や寿の家老人クラブ等を含めた集会施設は昭和41年建設の寿の家茂尻春日町老人クラブが最も古く、現在31棟ございまして、約6割の施設が建設してから40年を経過しております。多くの施設は点在しており、町内会が指定管理者として施設の運営を行っていただいているところでありまして。そこで、議員ご提案にありました各町内会館等へのエアコン設置については、電気代の負担も増すことから、各町内会の意向も確認し、今後前向きに検討してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 御家瀬議員。

○9番（御家瀬遵君）〔登壇〕 ただいま市長の答弁は、前向きに検討されるとのことでした。猛暑対策を実施するべく、予算を多く確保して集会施設

等のエアコン設置が速やかに進むことを要望して、終わります。

以上で私の質問を終わります。

○議長（竹村恵一君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 2時41分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)